

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和6年度 No.6 Ver.1/2025.2.14

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 4
3. 地方創生・地方分権等	P 7
4. 社会福祉法人	P 13
5. 高齢者	P 15
6. 障害者	P 20
7. 子ども・家庭福祉	P 24
8. 地域福祉	P 33
9. 人材確保等	P 36
10. 予算	P 39
11. 災害対策	P 45
12. その他	P 50

- ・総務省 住民基本台帳人口移動報告
- ・令和5年社会福祉施設等調査

本号は令和6年12月14日～令和7年2月10日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<法改正等>

重点支援地方交付金 通知(2024.12.17)

- ▶ 12月17日、内閣府は「令和6年度補正予算の成立を踏まえた『重点支援地方交付金』の取扱い等について」を発出した。
- ▶ 本通知は、同日成立した令和6年度補正予算をふまえ、重点支援地方交付金の取扱いについて周知を図るもの。
- ▶ 今回、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。
- ▶ 具体的には、「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」において、食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援が行われる。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円(うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

令和6年度補正予算

Ⅰ.低所得世帯支援枠（0.5兆円）

- ・低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0.6兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援
※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

<会 議>

経済財政諮問会議

◇第1回（2025.1.17）

- ▶ 1月17日、総理大臣官邸で令和7年第1回経済財政諮問会議が開催され、「令和7年前半の検討課題」「中長期の経済財政に関する試算」について協議が行われた。
- ▶ 令和7年度前半の検討課題について、民間議員が提出した資料では、①的確なマクロ経済財政運営、②グローバルな経済の環境変化に対応した経済成長を実現するために、「物価上昇を上回る賃上げの定着を最優先目標に据え取り組むべき」とし、「賃金と物価の好循環」「人手不足経済への対応」「持続可能な財政・社会保障の構築」の政策課題に取り組むことが重要とした。
- ▶ また、経済財政諮問会議で政府内の他の会議体と連携しつつ検討を深め、内閣がめざす経済財政政策の全体像を「骨太方針」で示していくべきと提言した。
- ▶ 「持続可能な財政・社会保障の構築へ取り組むべき施策としては、下記をあげた。
 - ・経済再生と財政健全化の両立（経済・財政一体改革、EBPMの推進など）
 - ・年齢ではなく負担能力に応じて適切に支え合う全世代型社会保障の構築（国民の将来の安心確保による消費の活性化、子育ての環境整備を通じた少子化対策など）
 - ・人口減少が進む中での、地方行財政の持続可能性の確保とウェルビーイングの向上に係る方策の検討
- ▶ 「中長期の経済財政に関する試算」では、2025年度のPB対GDP比は、昨年11月の経済対策に係る歳出の追加などにより、現時点で赤字の見込みとなっていること、2026年度は経済成長に伴う歳入

増や同対策に係る歳出の執行縮小により黒字化すること等の試算結果が示された。

- ▶ 石破総理は、「日本経済は、成長型経済へと移行できるか否かの分岐点にある。当面、『物価上昇を上回る賃上げの定着』を最優先目標に据え、経済運営に取り組む。本日いただいた意見もふまえ、諮問会議として議論を深め、内閣が目指す経済財政政策の全体像を骨太方針で示していく。

中期試算については、今後の経済状況の変化やそれに伴い追加的な対応が生ずる可能性も念頭に置きながら、『経済あつての財政』の考え方の下、早期の黒字化実現に向けて、我が国の潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営に取り組むとともに、歳出・歳入両面からの取組を継続していく。

骨太方針 2024 で示された「経済・財政新生計画」の枠組みの下、今年の骨太方針において、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、今後の財政健全化に向けた取組を示すべく、諮問会議においても検討を進めていただくようお願い申し上げます。」と発言した。

◇第 16 回(2024.12.26)

- ▶ 12月26日、総理大臣官邸で令和6年第16回経済財政諮問会議が開催され、令和7年度の経済見通し、経済・財政新生計画に基づくEBPMの強化及び改革工程の具体化について協議が行われた。
- ▶ 令和7年度の経済見通しについては、内閣府から、令和6年度は、内需は堅調である一方、外需がマイナス寄与となることで、実質成長率は0.4%程度になるものの、令和7年度は、物価上昇が若干落ち着く中、個人消費など内需が増加し、実質で1.2%程度の民需主導の成長を見込むとの報告が行われた。
- ▶ 「経済・財政新生計画に基づくEBPMの強化及び改革工程の具体化」では、「EBPMアクションプラン2024」と「改革実行プログラム2024」が決定された。
- ▶ 石破総理は、「今般の経済対策の裏づけとなる補正予算、来年度予算及び税制、規制・制度改革による措置を迅速かつ適切に実行することにより、賃金上昇が物価上昇を上回り、消費・投資が拡大する民需主導の経済成長を実現していく。

来年度予算について、「経済あつての財政」との考え方の下、重要政策課題に必要な予算措置を講じつつ、歳出改革努力と計画的な財源確保の取組を継続することで、メリハリの効いた予算としていく。それらを踏まえた、新たな「中長期の経済財政に関する試算」を1月に示し、財政健全化の進捗を検証する。

また、本日諮問会議で決定した「改革実行プログラム」の具体的な工程に沿って改革を実行していくとともに、政府の重要政策に対してEBPMを実践・実装することにより、客観的なデータに基づくワイズスペンディングを徹底し、限られたリソースから高い政策効果を生み出していく。新たな枠組みを十分活用し、経済・財政一体改革に政府一丸となって取り組んでいく。」と発言した。

2. 規制改革

<会 議>

規制改革推進会議

◇第 22 回(2024.12.25)

- ▶ 12月25日、第22回規制改革推進会議が開催され、「規制改革推進に関する中間答申(案)」「規制改革推進会議の進め方」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、中間答申について取りまとめられた。
- ▶ 中間答申は、「Ⅰ. 地方創生」「Ⅱ. 賃金向上・人手不足」「Ⅲ. 投資大国」「Ⅳ. 防災・減災」の4つの横断的取組に整理し、審議結果を取りまとめている。主な福祉関連の事項は下記の通り。

Ⅰ. 地方創生

ク 認可保育所における付加的サービスの円滑化

Ⅱ. 賃金向上・人手不足

エ 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

Ⅳ. 防災・減災

ア 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービス提供

- ▶ 石破総理は、「人口減少・少子高齢化などの課題を克服し、地方の活性化につなげるため、成長型経済を実現するため、利用者目線を徹底した改革を進める」とし、夏の答申取りまとめに向けた精力的な議論を要請した。
- ▶ また、令和7年の進め方について、「地域活性化・人手不足対応」、「健康・医療・介護」、「働き方・人への投資」、「スタートアップ・イノベーション促進」、「デジタル・AI」の5つのワーキング・グループ(以下「WG」という。)及び「GX・サステナビリティ」サブワーキング・グループ(以下「サブWG」という。)を設置する旨が示された。

規制改革推進に関する中間答申(概要)

人口減少、少子高齢化等の課題を克服して地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、「地方創生」「賃金向上、人手不足対応」「投資大国」「防災・減災」を政策重点分野として、利用者目線による規制・制度改革を実施。

※ 元号はいずれも令和

Ⅰ. 地方創生

○膨大な所有者不明土地等[※]の有効活用(農地集約、工場建設等)

- ・工場建設や農地集約など国・自治体の補助事業等に必要となる土地について、所有者(登記名義人の子孫等)が不明な場合、国(法務局)が無償で所有者を探索し、事業を迅速化(現状では数年のケースも)。建物に適用拡大を検討【6年度措置】



- ※所有者不明土地特措法の適応等
- ・司法書士等が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組み創設(現状、名義人の子孫等の本籍地の役場で請求する必要があり数か月以上が必要)【7年度結論】
- ※システム構築の支援等

○ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用)

- ・無人で収穫、田植えなど農作業を行い、作業時間が約30%短縮した例もあるロボット農機について、①道路運送車両法上の位置づけを創設し(保安基準改正)、②道路交通法による「特定自動走行」の対象になる旨を適宜等で明確化【7年度措置等】



○一般用医薬品の販売方法等見直し

- ・第3類医薬品(うがい薬、洗眼薬等)の医薬部外品への移行検討【7年度検討開始等】
- ・現販売区分(第1、第2、第3類医薬品。薬剤師等の確認義務等に差異)を維持(2類(確認努力義務)と3類(確認義務なし)を統合せず)【7年1月までに結論】
- ・薬剤師等に求められる販売時の対応等の明確化(指針等の策定)【6年度検討開始等】
- ※特に第3類医薬品について薬剤師等の対応等の内容が不明確との指摘
- ※薬機法に基づく第3類医薬品の医薬部外品への移行検討



○地方税・国税等を収納するコンビニ等における紙控え保管の廃止

- ・業界団体が作成する標準契約書の各自治体における利用【7年度措置】
- ※地方自治法に基づき自治体が公金収納を私人に委託する際の検査に関する規定を背景とする自治体-私人の契約見直し

○地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

- ・オンライン診療専用車両等を診療回数・場所等の制約なく活用できるよう、医療法改正、通知等による運用基準明確化【6年度検討開始等】
- ・看護師等による診療補助行為(点滴・注射等)に関する診療報酬上の評価明確化【7年度検討・結論・措置】



○認可保育所における付加的サービス(体操等)の円滑化

- ・体操等(体操、体育、スポーツダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字等)の有償での「オプション」サービスに関するニーズを踏まえ、全自治体で実施可能である旨及び要件を明確化・周知【6年度措置等】
- ※子ども・子育て支援法に基づき定める運営基準に関する事務連絡
- ※現在は一部自治体(横浜市、川崎市等)でのみ後自判断で実施

○移動の足不足の解消(ライドシェア[※])

- ・当面、特に、中小都市を中心に、足不足の実態・要因等を重点的に調査・検証し、四半期毎に足不足の改善状況の評価を実施。【直ちに実施】
- ※現行制度は道路運送法第78条(自家用自動車を用いた有償運送)

Ⅱ. 賃金向上、人手不足対応

○時間単位の年次有給休暇制度の見直し

- ・時間単位の年次有給休暇日数の拡大を検討(年5日→年10日付与日数の50%等)【7年度結論】
- ※労基法に基づく年次有給休暇制度見直し

○高卒就職者に対する求人情報の直接提供等

- ・生徒による求人票閲覧を実現し、求人票の公開時期の前倒し(夏休み前の7月から1-2か月)【7年度検討】
- ※高校生等の就職に高校が協力する職業安定法上の規定を背景とする全国高等学校就職問題検討会議で検討の上、各教育委員会に通知
- ・慣習となっている校内選考は不要であることを学校への通知等により明確化【7年度措置】
- ※高卒就職者は年間約12万人、3年以内離職率は約4割と高いとの指摘



○障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

- ・障害福祉事業所等から自治体への指定・報酬請求の申請・届出について、標準様式等の使用原則化(ローカルルールの防止)、システム化・ワンストップ化【6年度措置等】
- ※障害者総合支援法、児童福祉法それぞれ施行規則等に標準様式等を規定

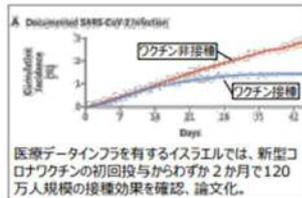
○ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用)[再掲]

III. 投資大国



○医療等データの利活用法制等の整備

- ・公的医療等データ(NDB等12のDB)について、各根拠法の改正により医学研究や創業への活用ニーズが大きい匿名化情報の利用を可能にしDB間の連結解析も実現【7年結論等】
- ・医療機関から医学研究者に対し、自院患者データ(検査値等)にがん登録データベース上の当該患者データ(予後情報等)を付加した提供の実現(がん登録推進法に基づく運用ルール)【7年結論等】



医療データインフラを有するイスラエルでは、新型コロナウイルスワクチンの初回投与からわずか2か月で120万人規模の接種効果を確認、論文化。

海外の医療データの活用例

○山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現

- ・レベル3.5飛行(山間部や離島など無人地帯において機上カメラの活用等により立入管理措置なしでの目視外飛行)について、AI等を活用した1人の操縦者による(災害時を含む)多数機同時運航の実現(航空法ガイドライン等策定)【6年度措置等】



ドローンの多数機同時運航

○オンライン株主総会*・社債権者集会の円滑な開催

- ・地方株主の総会参加を円滑化するため、会社法改正等により定款変更のための特別決議不要化、通信障害時の決議有効性要件や株主の質問権濫用への対応明確化【6年度法制審諮問】
- ※バーチャルオンリー株主総会。現在は産法法に基づく厳格な要件で可能(64社が実績有)

○子会社従業員等に対する株式報酬の無償交付

- ・人材確保の円滑化のため、会社法改正により株式の無償交付の対象を完全子会社に限らず子会社役員に拡大【6年度法制審諮問】

○株式を対価とする外国会社買収の実現

- ・会社法改正により、現金ではなく株式を対価とする買収について、米国のLLCなど外国会社買収を可能に、併せて、子会社株式追加取得を可能に【6年度法制審諮問】

○賃金のデジタル払いの拡大

- ・労働基準法施行規則と資金決済法の「二重保証」の廃止等を通じて賃金デジタル払いの社会実装を実現【7年上期検討開始】
- ※資金決済法要件見直しを踏まえた労基法施行規則要件の廃止・緩和



○政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進(セキュリティ評価制度(ISMAP)等の見直し)

- ・セキュリティ水準確保を前提にISMAP管理基準を見直し、ISMAPの監査項目(約1200)の削減のほか、認証制度の活用による二重監査項目を削減【7年度措置】
- ※ISMAP運営委員会(NISC・デジタル庁・総務省・経産省)共管決定
- ・低リスクサービスを対象とするISMAP-LIUの登録手続について政府機関等からの「業務・情報の影響度評価結果」を入手不要とする等の負担軽減【6年度措置】
- ※ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則ISMAP運営委員会決定

○圧縮水素ガスのトレーラによる陸上運送効率化

- ・水素ガスの大量輸送時のコストを半減するタンクトレーラの我が国での利用を実現【8年度着手】
- ※高圧ガス保安法(容器保安規則)

○水素船舶への燃料補給ルールの整備

- ・世界各国で黎明期にある「水素船」について、岸壁や舳(はしけ)から直接に水素を充填するための技術基準を策定(現在は船への補給箇所はほぼ皆無)【岸壁は8年度検討、舳は8年度措置】
- ※高圧ガス保安法(一般高圧ガス保安規則)等



移動式洋上水素ステーション

IV. 防災・減災

○未登記建物の解消(がれき撤去等の迅速化)

- ・膨大な数の未登記建物について固定資産課税台帳上の記載を含め実態を調査の上、不動産登記法による表題職権登記を実施、取引や被災時対応を円滑化【7年度検討開始】
- ※全国に1,000万件以上存在(平成30年度末・土地統計調査上)
- ※市町村別:土地及び建物の登記数(平成31年3月時点)に基づく推計

○災害時におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

- ・災害時の行政の委託による炊き出し等は食品衛生法上の営業許可不要であることを明確化【6年度措置】
- ・広域営業可能化に向けた自治体間調整促進のための調整事項等の周知【7年度措置】



キッチンカーの行列(石川県七尾市)

○山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現(再掲)

行政改革推進会議

◇第60回(2025.1.15)

- ▶ 1月15日、第60回行政改革推進会議が開催され、「時代の変化に機動的・柔軟に対応する行政」について、EBPMの推進に関する取組状況およびRSシステムの機能改善・AIの活用について協議が行われた。
- ▶ 会議では、従来の行政改革思考からの転換としてこれまでの組織再編や無駄の排斥を主眼とする考えから「基礎的なEBPMの実践を通じて、政策効果を高め、Policy Making(政策立案)の質を向上させる」と示した。
- ▶ そのためにもEBPMの推進やRSシステムの機能改善・AIの活用が不可欠であると、EBPMの推進に関する取組状況について報告が行われた後、RSシステムの機能改善・AIの活用について、これまでの取組についての説明が行われ、「『AIプロ』について、今後、期待する事項や留意すべき事項はなにか」について協議が行われた。

◇第59回(2024.12.19)

- ▶ 12月19日、第59回行政改革推進会議が開催され、「令和6年秋の年次公開検証の取りまとめ」「基金の点検」について協議が行われた。
- ▶ 「令和6年秋の年次公開検証の取りまとめ」については、とりまとめ案が示され、協議が行われた。
- ▶ とりまとめ案において、「児童保護費等負担金等(里親委託の推進)」では、下記のとおり示された。
 - 現状の政府の数値目標は、家庭養育優先の原則の下、里親委託を推進する観点から必要なものだが、これが現場の感覚・取組や社会的養護の実態を踏まえたものになっているかについては、適時適切に検証をしていく必要がある。
 - 里親等への委託に至る一連の流れを、里親等の認定・登録、里親と里子のマッチング、里親に対する支援・指導といったフローごとに分け、それぞれのフローに焦点を当てて里親等への委託を含むこと

もにとっての最善の対応を進めるための課題を洗い出し、解決策を講ずることが重要であり、各フローにおける実態把握を行い、効果発現の経路について速やかに検討すべきである。

○国は、里親支援センターを中心に、里親養育包括支援事業も活用しながら、地域の里親支援体制の充実のために必要な財政支援を引き続き行っていくべきである。等

規制改革推進会議 公共ワーキング・グループ

◇第 4 回(2024.12.9)

- ▶ 12月9日、内閣府は、第4回規制改革推進会議 公共ワーキング・グループを開催し、ISMAP制度（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の手續の緩和等について協議を行った。

◇第 3 回(2024.12.5)

- ▶ 12月5日、内閣府は、第3回規制改革推進会議 公共ワーキング・グループを開催し、自動車保有関係手續のDXについて協議を行った。

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第 4 回(2024.12.4)

- ▶ 12月4日、内閣府は第4回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、「地域におけるオンライン診療の円滑化(車両等での実施)」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、鳥羽市、五島市、伊那市、医療法人社団創青会、厚生労働省からの報告の後、協議が行われた。

◇第 3 回(2024.11.25)

- ▶ 11月25日、内閣府は第3回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 今回は、「濫用等のおそれのある医薬品の販売」「医療等データの利活用法制等の整備」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、公益社団法人日本駆け込み寺、特定非営利活動法人 BOND プロジェクト、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人次世代基盤政策研究所、日本医療政策学会、医療経済学会、一般社団法人日本医学会連合 健康・医療分野におけるビッグデータに関する委員会、厚生労働省、内閣府からの報告の後、協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定(2024.12.24)

- ▶ 12月24日、内閣府は第19回地方分権改革推進本部を開催し、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(案)をとりまとめ、閣議決定された。
- ▶ 法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年の通常国会に提出する。
- ▶ 主な事項は以下のとおり。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

令和6年12月24日
閣議決定

R6年の提案数: **257件**(R5:176件) うち実現・対応割合: **86%**(R5:88%)

[件数は分権室による推計値]

	主 な 改 正 内 容	主 な 効 果
デジタル化 (重点募集)	①住基ネットの利用事務を大幅に拡大 ▶36法律に基づく事務を追加	<ul style="list-style-type: none"> 住民申請時の住民票の写しの添付が不要 (例)介護関係の認定証申請:年間約2.5万件) 国の機関・自治体からの郵便等による請求が不要(年間約1万件)
	②オンライン化等に伴う都道府県の経由事務の見直し 手続のオンライン化:准看護師、精神保健指定医、薬剤師 建築基準適合判定資格者及び 構造計算適合判定資格者 一斉調査システムの活用:消防庁調査 その他	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続の迅速化 経由事務廃止に伴う事務負担軽減 (資格の新規申請件数:年間約1万件)
	③自治体への申請手続のオンライン化 ▶主な環境法令の事業者申請をe-Govで可能とする方向で検討 ▶精神障害者保健福祉手帳申請をマイナポータルで可能とする方向で検討	<ul style="list-style-type: none"> 住民や事業者の申請手続の迅速化 (主な環境法令に基づく申請・届出件数:年間約30万件) (精神障害者保健福祉手帳の申請件数:年間約70万件)
	④オンライン手数料納付(マイクロチップ情報登録+狂犬病予防登録) ▶犬の狂犬病予防登録時の手数料納付をオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> マイクロチップ情報登録と狂犬病予防登録の連携 所有者の登録や自治体の事務負担が軽減(年間約24万件)
	⑤戸籍情報照会を郵送からオンライン化(戸籍電子証明書の活用)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍の請求に係る郵送事務負担軽減 (都道府県における戸籍情報照会の件数:年間約60万件)
	⑥自治体システム標準化等のための基金の活用期限*を検討 ※現行R7年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> システム標準化のための支援の安定化
	⑦条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加	<ul style="list-style-type: none"> 条例公布手続のデジタル完結を通じた合理化
その他	⑧民生委員等の選任要件の見直し(転出後も在任期間中は身分の継続が可能)・担い手確保策を推進	<ul style="list-style-type: none"> 今後懸念される民生委員等の担い手不足に対応
	⑨公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の大学におけるスタートアップ創出の加速・研究成果の社会還元
	⑩児童手当の所得制限撤廃を踏まえ、所得確認を簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 年間約60万件の所得確認事務が軽減
	⑪介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護施設の届出とみなす	<ul style="list-style-type: none"> 年間約3万件の二重届出の解消

300万件を超える手続負担の軽減

- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

1	記載事項	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等(子ども・子育て支援法)
	対応方針 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設型給付費等に係る処遇改善等加算に係る事務について、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、算定方法の解釈を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した ○保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築について、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。
2	記載事項	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し(児童福祉法)
	対応方針 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児通所支援事業所については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

		<p>○指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。</p> <p>○指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
3	記載事項	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長(児童福祉法)
	対応方針 (一部抜粋)	○府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。[措置済み]
4	記載事項	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和(児童福祉法)
	対応方針 (一部抜粋)	<p>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設については、省令を改正し、令和6年度末までに以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を確保しないことができる経過措置の期間については、令和12年3月31日まで延長する ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。
5	記載事項	民生委員・児童委員の選任要件の見直し(民生委員法)
	対応方針 (一部抜粋)	<p>○民生委員・児童委員の選任要件については、一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員・児童委員が他の市区町村に転出後も、転出前の担当区域において引き続き民生委員・児童委員として活動可能となるよう見直した上で、令和7年中に地方公共団体及び関係団体に周知する。</p> <p>○また、地方公共団体及び関係団体の意見を踏まえつつ、民生委員協力員の配置推進など民生委員・児童委員の担い手確保のために必要な措置を講ずる。</p>
6	記載事項	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し(介護保険法)
	対応方針 (一部抜粋)	<p>○中山間地域等に係る安定的な訪問介護の提供に資するための方策については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島等相当サービスについては、中山間地域等における活用を促進する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講

		<p>ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資源等を活用した複合的な在宅サービスについては、調査研究事業における実証的な事業実施等により、その効果や影響の分析などを行い、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じた持続可能なサービスの在り方を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
--	--	--

<会議>

新しい地方経済・生活環境創生本部

◇第2回(2024.12.24)

- ▶ 12月24日、政府は、地方創生を進める閣僚会議「新しい地方経済・生活環境創生本部」を開催し、「地方創生2.0の『基本的な考え方』」を取りまとめた。
- ▶ 基本的な考え方において、地方創生2.0の基本構想の5本柱を示し、柱に沿った政策体系を検討し、今夏に今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる。
 - 【基本構想の5本柱】
 - ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - ②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
 - ③付加価値創出型の新しい地方経済の創生
 - ④デジタル・新技術の徹底活用
 - ⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上
- ▶ 一つめの柱は、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」で、魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)」をつくること、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持、などがあげられている。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- ▶ 我が国の成長力を維持していくためには、**都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会**を創っていく必要。
- ▶ 特に、**人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築**は待たなし。
- ▶ 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、**日本の活力を取り戻す経済政策**であり、**多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策**であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- ▶ それぞれの地域の「楽しい」取組が広がっていくよう、**次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。**

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上で心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないか。
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないか。
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないか。
- 産官学金労言の「意見を聞く」にとどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないか。

など

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・ 人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・ 地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより若者・女性の地方離れが進行。
- ・ 買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化 など

●地方にとって追い風となる変化

- ・ インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、商品・サービスを求める外国人の増加
- ・ リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまでに十分には活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかったDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的KPIを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

4

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 65 回(2024.12.24)

- ▶ 12月24日、内閣府は第65回国家戦略特別区域諮問会議を開催し、区域計画の認定についての報告および、特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項、特区制度の振り返りと今後の展開、利子補給制度の拡充及び国家戦略特別区域基本方針の一部変更(案)について協議を行った。
- ▶ 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項では、下記のとおり案が示された。
- ▶ 人材確保について、高校卒業保育従事者の保育士試験受験申請時点の実務要件(2年)を実績から見込みに緩和し、受験時期を早期化する、としている。
- ▶ また、原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、児童福祉法改正案の早期の国会提出を図る、としている。

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について (案) (概要) 資料 2-1

- 自治体及び民間事業者等から受け付けた**新たな規制・制度改革の提案**について、関係省庁との調整や、国家戦略特区WGヒアリング等を行い、**今後取り組む規制・制度改革及び全国展開方針を取りまとめ(下記は主な項目)**。
- 今後はこれらの早期の措置化**に取り組むとともに、提案後、**方針が決まっていない事項を中心に積極的にWGヒアリング**で取り上げるなど、**検討を加速**。

<今回掲載する主な規制・制度改革事項等>

人材確保	酒類の輸出促進
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高校卒業保育従事者の保育士試験受験申請時点の実務要件(2年)を実績から見込みに緩和し、受験時期を早期化【2026年度試験を目指して必要な措置】 ▶ 航空グランドハンドリング分野の特定技能外国人が空港敷地外で航空物流に係る貨物の取扱いを可能に【成田空港の更なる機能強化に向けた取組の進捗等を踏まえて措置】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様なビジネスモデルに応じた簡便かつ合理的な方法で日本酒を免税輸出できる仕組みを検討【具体的な方法を2025年の夏を目途に検討】
スタートアップ支援・新技術活用	環境
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公立大学法人において、大学発のベンチャーへの出資を除き、国立大学法人と同水準の範囲の出資を可能とするスタートアップ投資環境の整備【所要の措置を検討】 ▶ 病院寝具類の洗濯を受託するクリーニング所において、アルカリイオン電解水による消毒方法を追加【早期の検証着手とその結果を踏まえた、検討会の開催・結論】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市部の外食や食品小売業で排出された廃棄物からメタン発酵して得られた電力を食品リサイクルループの認定対象とする検討【2025年度までに基準等を調査・検討し、2026年度までのできるだけ早期に必要な措置】 ▶ ニホンジカの生息頭数の適正化に向け、地域の実情を踏まえた実効的な支援を行う【速やかに対応】
地方行政	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 条例公布時の長の署名を、電子署名により代替可能とする【所要の措置を検討】 ▶ 令和7年国勢調査において郵送配布方式の導入を可能とする【2024年度中に国勢調査令を改正】 	
規制の特例措置の全国展開	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 薬局薬剤師の対人業務強化及び対物業務効率化のため、一包化に係る調剤業務を外部委託【関係法令の早期改正】 ▶ 小規模認可保育所における対象年齢を拡大(3～5歳児のみの保育)【改正法案を早期国会提出】 ▶ 外国人起業家の入国時の在留資格要件の猶予期間を2年間とした上で、全国展開【2024年中】 	

- ▶ 今後の方向性として、「これまでの成果の全国への普遍化」「新たな挑戦へのサポート強化」「産官学金労言の理解・連携促進」の3つの柱を軸に、規制・制度改革を大胆に進めるとしている。

今後の方向性（案）

規制・制度改革は、国でしかできないこと。安心・安全で暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の**3つの柱**を軸に、地域の意欲を国が阻害することのないよう、**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める**

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の全国への普遍化	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の全国展開を更に推進 直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討 活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦へのサポート強化	<ul style="list-style-type: none"> 新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等） 規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 先端的サービスに関する調査・実証 ✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援 ✓ 利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和） </div>
産官学金労言の理解・連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など） 自治体・事業者など現場の声の聞き取り 規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）

**今後、地域の声に耳を傾け、
国家戦略特区ワーキンググループ等も活用して、取組を検討・推進**

地方分権改革有識者会議

◇第61回(2025.1.27)

- ▶ 1月27日、内閣府は地方分権改革有識者会議を開催し、令和7年の提案募集方式の実施について、協議を行った。
- ▶ 令和7年は重点募集テーマを「デジタル化」「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」としている。
- ▶ 令和7年スケジュールは以下のとおり。

1月27日（月）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（令和7年提案募集の方針決定）
	↓
	○事前相談・提案受付開始
～3月25日（火）	○可能な限り事前相談を受け
4月18日（金）	○提案受付終了 →追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（3週間程度）
6月上旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（重点事項の決定）
	↓
	○関係府省庁への検討要請
7月上旬～7月下旬	○関係府省庁からの第1次ヒアリング、地方三団体からのヒアリング
7月下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告）
	○関係府省庁への再検討要請
9月中下旬	○関係府省庁からの第2次ヒアリング
11月中下旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

「社会福祉法人経営動向調査(2024年12月調査)」結果を公表(2024.12.25)

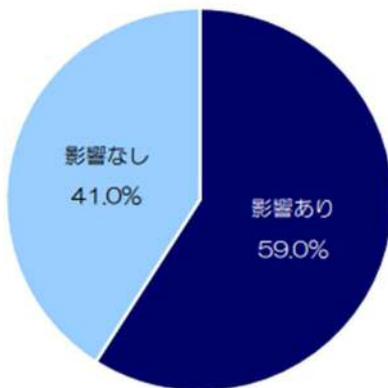
- ▶ 福祉医療機構(WAM)は、「社会福祉法人経営動向調査(2024年12月調査)」の結果を公表した。本調査は、WAMにモニター登録をしている特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人538法人を対象に実施され、376法人(69.9%)から回答があった。
- ▶ 調査では、物価高騰による経営上の影響があると回答した法人が59.0%である。特に影響を受けているのは、水道光熱費(63.1%)、給食費(59.5%)。施設ごとの定員一人当たりの費用差は、給食費が27.3千円増加(前年度同期比)となっている。

社会福祉法人経営動向調査 (2024年12月調査)

5-1. 2024年度上半期(2024年4月~9月)の物価高騰による経営上の影響

物価高騰による経営上の影響有無
(2024年度上半期/前年度同期比)

(n=376)



物価高騰の影響を特に受けている勘定科目

(n=222)
※3つまで回答可

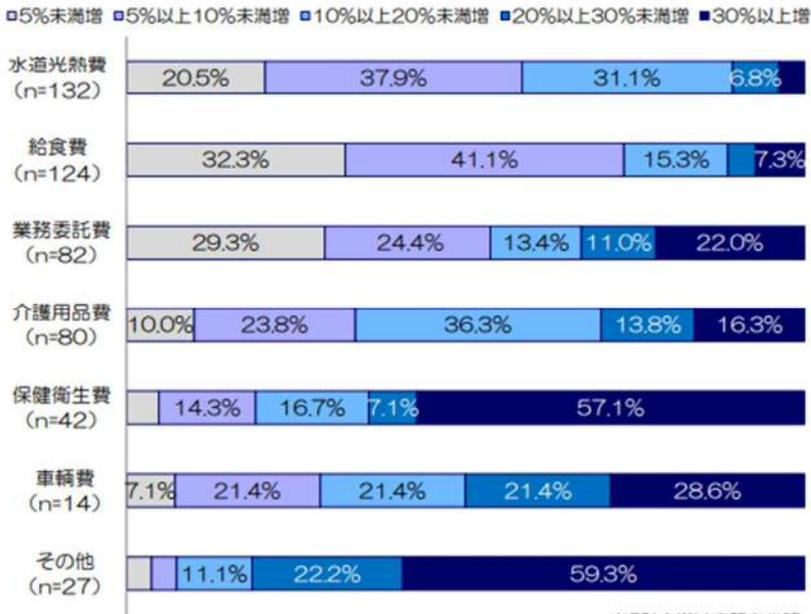


前年度同期比で59.0%の施設が物価高騰による経営上の影響を受けていると回答した。そのうち、特に影響を受けている勘定科目は、水道光熱費が63.1%と最も多く、給食費が59.5%と続いた

21

5-2. 物価高騰の影響を特に受けている勘定科目の変化幅（2024年度上半期／前年度同期比）

物価高騰の影響を特に受けている勘定科目の変化幅



定員1人当たり費用

(単位：千円)

	2023 上半期	2024 上半期	差 2024- 2023
水道光熱費 (n=132)	95.0	103.5	8.5
給食費 (n=124)	379.8	407.0	27.3
業務委託費 (n=82)	203.8	221.5	17.7
介護用品費 (n=80)	61.5	69.9	8.3
保健衛生費 (n=42)	16.2	21.9	5.8
車輦費 (n=14)	5.8	6.7	0.9
その他 (n=27)	41.9	58.0	16.2

※各勘定科目の変化幅の中央値に該当する施設について、定員1人当たり費用を算出

注1) 数値は四捨五入のため内訳の合計が合わない場合がある

注2) 2023年度上半期および2024年度上半期の費用が「0」または変化幅が0以下の回答については、集計対象から除外した

前年度同期比で物価高騰の影響を特に受けている勘定科目の変化幅をみると、水道光熱費は「5%以上10%未満増」の施設が37.9%と最も多かった。また、各勘定科目の変化幅の中央値に該当する施設について、前年度同期比で定員1人当たり費用の差をみると、給食費が27.3千円と最も大きかった

5. 高齢者

<会議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 40 回介護事業経営調査委員会(2025.1.30)

- ▶ 1月30日、厚生労働省は第40回介護事業経営調査委員会(委員長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、令和7年度介護事業経営概況調査の実施について協議された。
- ▶ 本調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に開催するもの。
- ▶ 調査にあたっては、令和5年度介護事業経営実態調査の調査項目を基本としつつ、必要な見直しを行うとして、下記項目を追加するとされた。

○訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目

訪問系サービスについて、訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための調査項目を追加する。

○介護テクノロジーの導入状況に関する項目

介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジーについて、その導入状況を把握するための調査項目を追加するとともに、保守・点検等のランニングコストとして金額を記載する欄を追加する。

◇第 243 回(2024.12.23)

- ▶ 12月23日、厚生労働省は第243回社会保障審議会介護保険部会(分科会長:田辺邦昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、「地域区分」「改定検証調査における自治体調査(アンケート)の集計状況」「処遇改善加算等」について協議が行われた。
- ▶ 介護報酬の地域区分の設定については、令和6年8月に人事院勧告にて国家公務員の地域手当が広域化(市区町村単位からと都道府県単位へ)および段階数の見直し(7区分⇒5区分)をふまえ、次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分の存り方について検討を進めることとされた。
- ▶ 処遇改善加算等については、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(介護人材確保・職場環境改善等事業):806億円」について説明が行われた後、処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策として、下記のとおり示された。

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1(=4.5%)以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○	○	◎	◎
昇給の仕組み			○	○	○
改善後賃金年額440万円				○	○
経験・技能のある介護職員					○

①: 令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件(職場環境改善)」への対応。

※ ○: 6区分からそれぞれ1つ以上、◎: 6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正)
 さらに、「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正)

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度においても誓約により満たしたものとする。(通知改正)

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。(通知改正、QAの発出)

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・ 要件を満たしているどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・ ①処遇改善加算、②介護人材確保・職場環境改善等事業及び③生産性向上推進体制加算Ⅱの申請様式を一体化。
- ・ さらに、訪問介護事業所については、①、②及び「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の申請様式を一体化。

※ 要件弾力化は2月の申請受付から適用。

社会保障審議会介護保険部会

◇第116回(2024.12.23)

- ▶ 12月23日、厚生労働省は第116回社会保障審議会介護保険部会(委員長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、2027年度からの介護保険制度の見直しに向けた議論を開始した。制度改正等のとりまとめは、2025年冬頃を予定している。
- ▶ 次期制度改正に向けては、高齢化の進展(85歳以上人口の増加)、生産年齢人口の減少に対応し、介護人材の確保が課題の中、地域の介護需要に応じて、サービス確保を図っていく必要があるとし、引き続き、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、持続可能性の構築・介護人材確保等を図っていくとしている。
- ▶ 次期制度改正に向けた主な検討事項については、検討テーマとして下記が示された。
 1. 地域包括ケアシステムの推進
(多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化)
 2. 認知症施策の推進・地域共生社会の実現(相談支援、住まい支援)
 3. 介護予防・健康づくりの推進
 4. 保険者機能の強化(地域づくり・マネジメント機能の強化)
 5. 持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善
(介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上)
- ▶ また、2040年に向けて、人口減少のスピードは地域によって異なり人口構造も大きく変わっていく中で、介護サービスをどう確保するかが課題であり、時間軸・地域軸を踏まえた検討を行うため「2040年に向けたサービス提供等のあり方」検討会を立ち上げ、議論の成果を、介護保険部会に報告し、議論を行うことが示された。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

◇第3回(2025.2.10)

- ▶ 2月10日、厚生労働省は第3回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(座長:野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、関係者ヒアリングが行われ、社会福祉法人友愛十字会、公益財団法人介護労働安定センター、日本クリアス税理士法人、公益社団法人認知症の人と家族の会、東京都健康長寿医療センターから報告が行われた後、協議が行われた。

◇第2回(2025.2.3)

- ▶ 2月3日、厚生労働省は第2回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(座長:野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授)を開催した。

- ▶ 今回は、関係者ヒアリングが行われ、高知県、大分県、鳥取県、産業医科大学から報告が行われた後、協議が行われた。

◇第1回(2025.1.9)

- ▶ 1月9日、厚生労働省は第1回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会(座長:野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授)を開催した。
- ▶ 本検討会は、2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要がある状況等を踏まえて、2040年に向けたサービス提供体制のあり方について、高齢者等に係る施策や他の福祉サービスも含めた共通課題等の検討を行うため設置された。
- ▶ 主な検討事項として、下記4点が示された。
 - (1)人口減少スピード(高齢者人口の変化)の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制
 - (2)介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
 - (3)雇用管理・職場環境改善など経営への支援
 - (4)介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア 等
- ▶ 既にサービス需要が減少局面に入っている「中山間・人口減少地域」、サービス需要が2040年以降も増加する見込みである「都市部」、サービス需要は当面増加するがその後減少に転じる「一般市等」の各類型について、サービス需要の変化に応じたサービスモデルやその支援体制をどのようにして構築するか等が論点として示されている。
- ▶ 第2回、3回(2月中)には、先進的な取り組みを行う自治体・事業者等のヒアリングを実施。第4回、5回(春頃)には、論点整理と対策の方向性を検討し、高齢者施策にかかる中間とりまとめを行う予定。

<通知・公表>

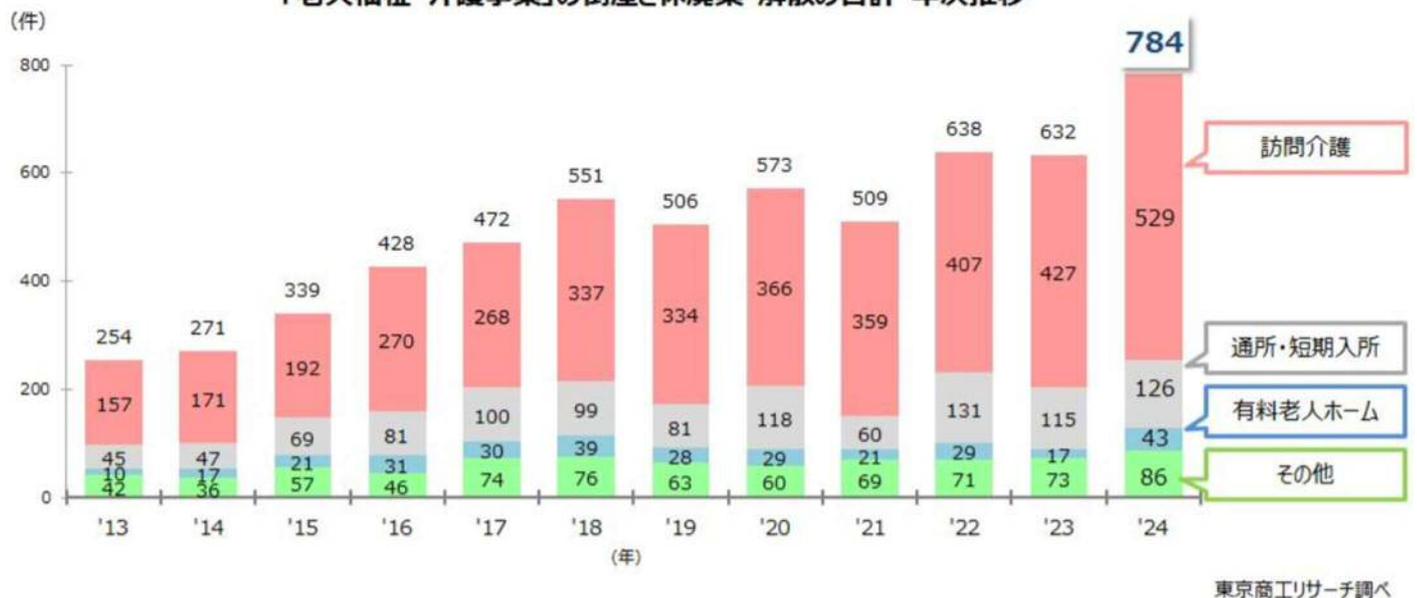
令和5年「介護サービス施設・事業所調査」の結果(2024.12.25)

- ▶ 12月25日、厚生労働省は介護サービス施設・事業所調査の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 1 施設・事業所数
 - 介護保険施設
 - ・介護老人福祉施設 8,548 施設(対前年+54 施設(+0.6%))
 - ・介護老人保健施設 4,250 施設(対前年△23 施設(△0.5%))
 - ・介護医療院 791 施設(対前年+61 施設(+8.4%))
 - ・介護療養型医療施設 197 施設(対前年△103 施設(△34.3%))
 - 居宅サービス事業所
 - ・訪問介護 36,905 事業所(対前年+485 事業所(+1.3%))
 - ・訪問看護ステーション 16,423 事業所(対前年+1,594 事業所(+10.7%))
 - ・通所介護 24,577 事業所(対前年+8 事業所(+0.0%))
 - 地域密着型サービス事業所
 - ・地域密着型通所介護 19,156 事業所(対前年△238 事業所(△1.2%))
 - ・認知症対応型共同生活介護 14,262 事業所(対前年+123 事業所(+0.9%))
 - 2従事者数
 - ・介護老人福祉施設介護職員 296,882 人
 - ・介護老人保健施設介護職員 125,091 人
 - ・訪問介護訪問介護員 500,872 人

2024 年「老人福祉・介護事業」の倒産・休廃業・解散の調査結果(2025.1.17)

- ▶ 1月17日、東京商工リサーチは、事業を停止した休廃業・解散(以下、休廃業)が最多を更新する612件(前年比20.0%増)に達し、倒産172件(同+40.9%)と休廃業を合わせて784件(同24.0%増)にのぼったと公表した。
- ▶ 休廃業は、訪問介護448件(同24.4%増)、通所・短期入所70件(同5.4%減)、有料老人ホーム25件(同92.3%増)、その他69件(同9.5%増)で、7割以上(73.2%)を訪問介護が占めた。
- ▶ 倒産と休廃業の合計では、基本報酬のマイナス改定やヘルパー不足などが影響した訪問介護が529件(同23.8%増)と前年から102件増えた。

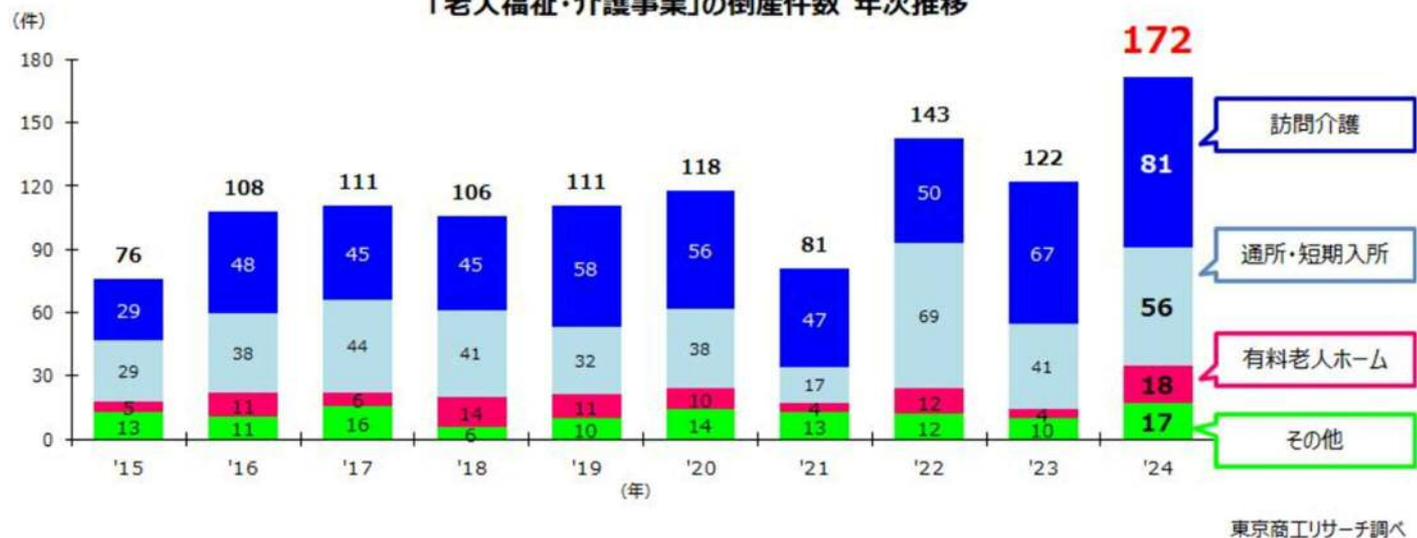
「老人福祉・介護事業」の倒産と休廃業・解散の合計 年次推移



2024 年「介護事業者」倒産が過去最多(2025.1.9)

- ▶ 1月9日、東京商工リサーチは、2024年の介護事業者の倒産が過去最多の172件(前年比+40.9%)であったと公表した。
- ▶ 「訪問介護」が過去最多の81件、「デイサービス」も過去2番目の56件、有料老人ホームも過去最多の18件と、いずれも増加した。

「老人福祉・介護事業」の倒産件数 年次推移

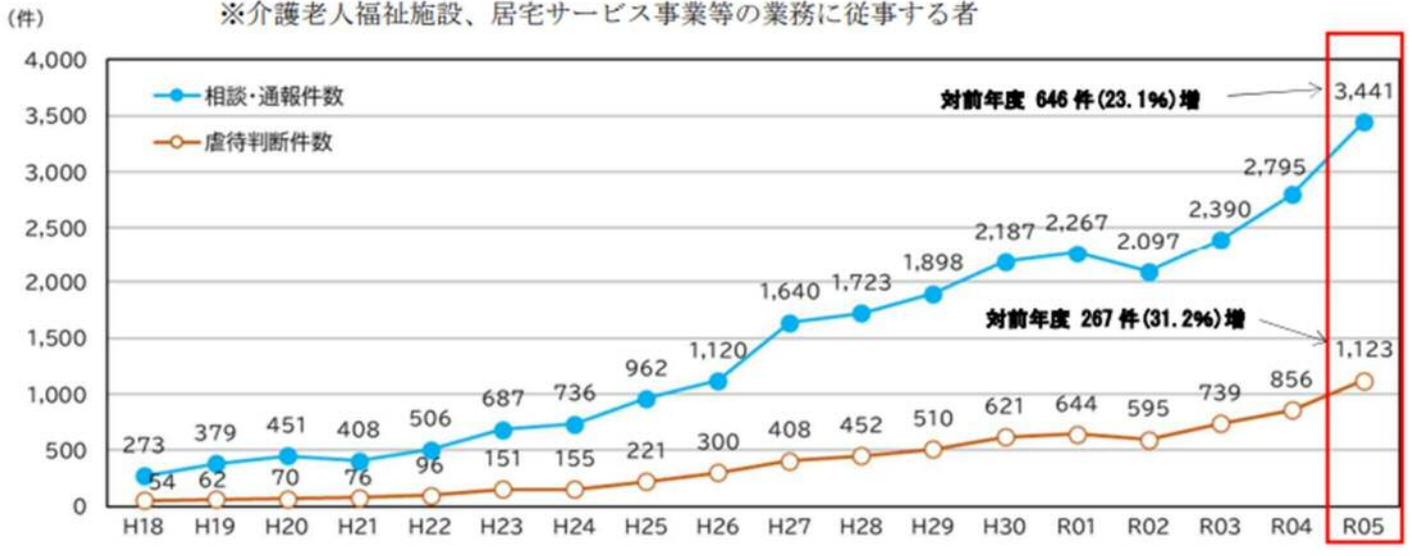


厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表(2024.12.27)

- ▶ 12月27日、厚生労働省は令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表した。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。
 - ◇要介護施設従事者等*による虐待
 - *介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者
 - 相談・通報件数は3,411件(対前年度646件(23.1%)増)(過去最多3年連続の増)
 - 虐待判断件数は1,123件(対前年度267件(31.2%)増)(過去最多3年連続の増)
 - 相談・通報者の内訳は当該施設職員(28.7%)が最も多く、当該施設管理者当(16.7%)、家族・親族(15.2%)の順
 - 虐待の種別は、身体的虐待(51.3%)が最も多く、心理的虐待(24.3%)、介護等放棄(22.3%)、経済的虐待(18.2%)、性的虐待(2.7%)の順
 - 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識の不足」(77.2%)が最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」(67.9%)、「職員の倫理観・理念の欠如」(66.8%)の順
 - 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム(31.3%)が最も多く、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅含む)(28.0%)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(13.9%)の順
 - 虐待等による死亡事例は5件(5人)

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



6. 障害者

<会 議>

社会保障審議会 障害者部会

◇第 145 回(2025.1.30)

- ▶ 1月30日、厚生労働省は第145回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、障害保健福祉施策の動向について協議が行われた。
- ▶ 協議では、障害福祉分野における運営指導・監査の強化(案)について、下記のとおり見直し案が示された。

障害福祉分野における運営指導・監査の強化(案)について(概要)

- ・ 障害福祉サービス等については、事業所数(特に営利法人が運営する事業所数)が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- ・ 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状	見直しの方向性
<p>(都道府県等が実施する運営指導・監査について)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。 ※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている ※全国平均16.5%(最高48.8%、最低1.0%)■ 介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。 ※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり(令和6年12月)■ 都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。 ※参加率が低い(67.4%) ※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施 <p>(大規模な法人に対する業務管理体制の検査について)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。 ※2以上の都道府県にまたがる法人(約920法人)に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。■ 事業者向けの研修が効果的に行われていない。 ※参加率が低い(36.4%) ※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施	<p>(都道府県等が実施する運営指導・監査について)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 運営指導の実施を重点化する。 ・ 特に営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型については、3年に1回(実施率約33%)以上の頻度で行う。 ※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ■ 令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。■ 研修の実施方法を見直す。 ・ オンライン講義のみならず実践報告やグループワークを取り入れる。 ・ 年度初期の実施とし、参加率を向上させる。 <p>(大規模な法人に対する業務管理体制の検査について)</p> <ul style="list-style-type: none">■ 大規模な運営法人に対する検査を強化する。 ・ 6年に1回程度(年間150法人程度に対して)書面検査を導入 ・ 100事業所以上の法人(24法人)は3年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。■ 研修の実施方法を見直す。 ・ オンライン講義のみならず実践報告を取り入れる。 ・ 年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

- ▶ また、障害サービス等事業者の経営情報の見える化については、介護分野での取り組み状況もふまえ、下記のとおり示された。

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応（案）

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応してはどうか。

介護分野の対応

障害福祉分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

◇第 144 回(2024.12.23)

- ▶ 12月23日、厚生労働省は第144回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を第9回こども家庭審議会障害児支援部会と同時開催にて開催し、公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について協議を行った。

労働政策審議会（障害者雇用分科会）

◇第 133 回(2024.12.20)

- ▶ 12月20日、厚生労働省は第133回労働政策審議会（障害者雇用分科会）を開催し、2024年度の年度目標に係る中間評価案について協議を行った。
- ▶ 障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向は以下のとおり。

○ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2024年度目標〕2023年度(110,756件)以上

〔2024年4月～9月実績〕59,108件

(参考)ハローワークにおける障害者の就職率 42.3%

○障害者雇用率関係

① 障害者の雇用率達成企業割合

〔2023年度目標〕46.6%以上

〔2023年度実績〕46.0%(2024年6月1日時点)

〔2024年度目標〕46.8%以上

② 障害者雇用ゼロ企業(2023年6月1日時点)のうち、新たに障害者を

雇用した企業(2024年6月1日時点)の割合

〔2023年度目標〕15.2%以上

〔2023 年度実績〕 15.3%(2024 年 6 月 1 日時点)

〔2024 年度目標〕 15.2%以上

○精神・発達障害者雇用サポーター支援実績

精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合

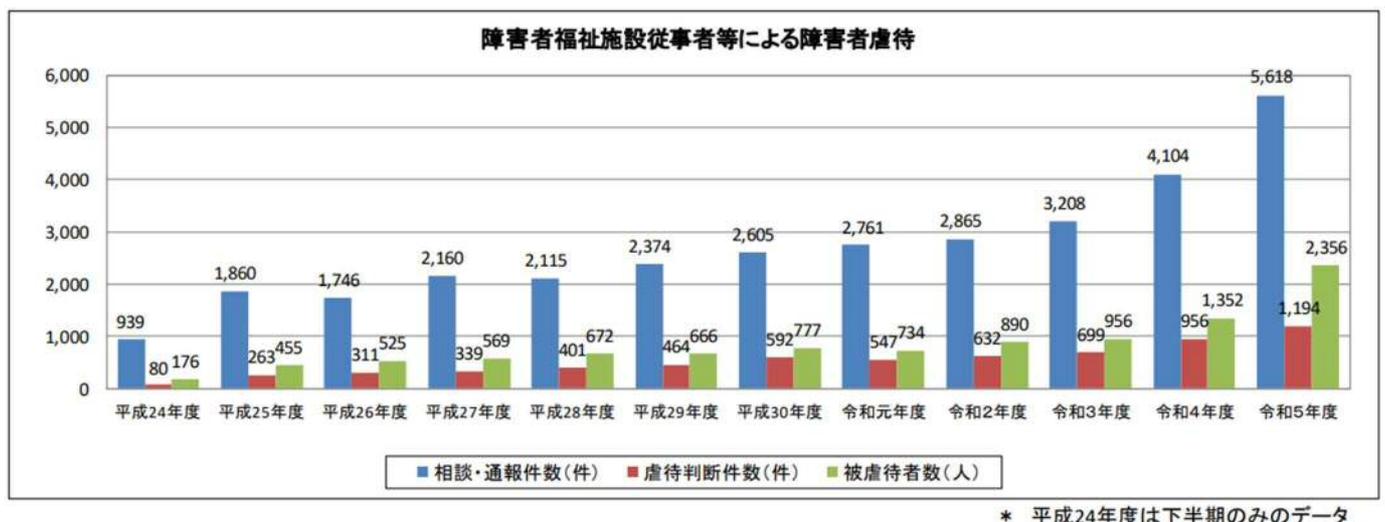
〔2024 年度目標〕 72.8%以上

〔2024 年 4 月～9 月実績〕79.7%

<通知・公表>

厚生労働省 令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況調査結果を公表(2024.12.25)

- ▶ 12 月 25 日、厚生労働省は令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況調査結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 令和 5 年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は 5,618 件であり、令和 4 年度から 1,514 件(36.9%)増加。
 - 令和 5 年度の虐待判断件数は 1,194 件であり、令和 4 年度から 238 件(24.9%)増加
 - 令和 5 年度の被虐待者数は 2,356 人であり、令和 4 年度から 1,004 人(74.3%)増加



令和 6 年障害者雇用状況の集計結果(2024.12.24)

- ▶ 12 月 24 日、厚生労働省は令和 6 年障害者雇用状況の集計結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 民間企業（法定雇用率 2.5% ※本年 3 月までの法定雇用率は 2.3%）
 - 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は 67 万 7,461.5 人、
対前年差 3 万 5,283.5 人増加、対前年比 5.5%増加、
 - ・実雇用率 2.41%、対前年比 0.08 ポイント上昇
 - 法定雇用率達成企業の割合は 46.0%、対前年比 4.1 ポイント低下
 - 公的機関（同 2.8%（2.6%）、都道府県等の教育委員会は 2.7%（2.5%））
 - 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。※（ ）は前年の値。
 - ・国 : 雇用障害者数 1 万 428.0 人（9,940.0 人）、
実雇用率 3.07%（2.92%）

- ・都道府県 : 雇用障害者数 1万1,030.5人(1万627.5人)、
実雇用率 3.05%(2.96%)
- ・市町村 : 雇用障害者数 3万7,433.5人(3万5,611.5人)、
実雇用率 2.75%(2.63%)
- ・教育委員会 : 雇用障害者数 1万7,719.0人(1万6,999.0人)、
実雇用率 2.43%(2.34%)

独立行政法人など(同 2.8%(2.6%))

○雇用障害者数、実雇用率とも対前年で上回る。※()は前年の値。

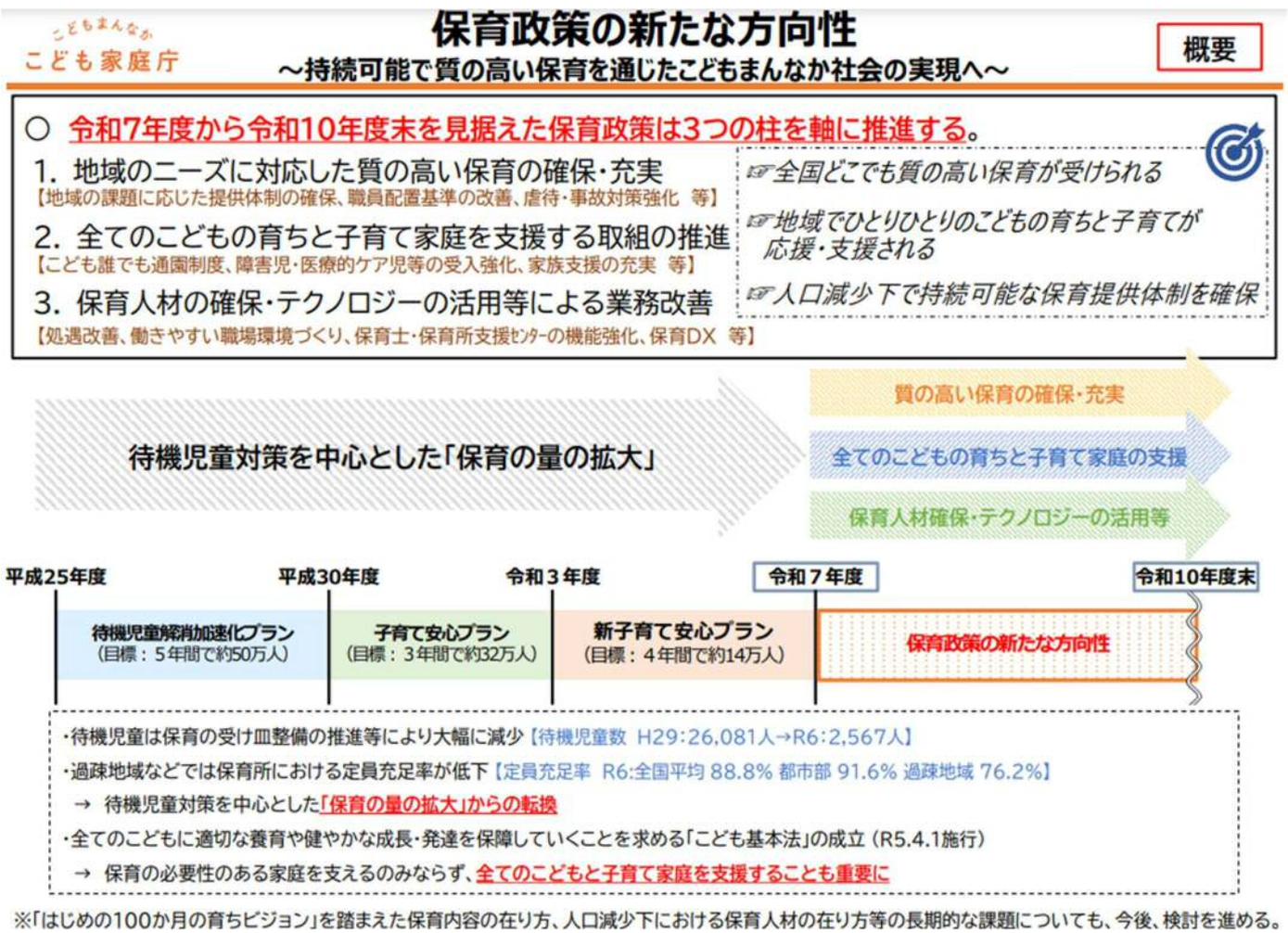
- ・雇用障害者数 1万3,419.0人(1万2,879.5人)、実雇用率 2.85%(2.76%)

7. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

子ども家庭庁「保育政策の新たな方向性」を公表(2024.12.20)

- ▶ 子ども家庭庁は、12月20日に、2025年度から2028年度末を見据えた「保育政策の新たな方向性」を公表した。
- ▶ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」に政策の軸を転換する。
- ▶ 今後の保育の方向性では、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善の3つの柱にもとづき質の向上をはかる。



<会議>

子ども家庭審議会

◇第5回(2025.1.23)

- ▶ 1月23日、子ども家庭庁は第5回子ども家庭審議会を開催し、「子ども家庭審議会の今後の運営方針」「今後の分科会・部会における調査・審議等」について協議を行った。
- ▶ 子ども家庭審議会の今後の運営については、(1)子ども・若者委員の更なる登用、(2)効率化・スクラップアンドビルドの徹底、(3)子ども施策におけるEBPMの実行、が示され、協議が行われた。

こども家庭審議会の今後の運営方針について(案)

資料 1

こども家庭審議会は令和7月4月で発足から2年を迎え、任期満了による委員の改選も予定されている。更に充実したこども・若者視点での審議のため、こども家庭審議会の今後の運営方針を以下のとおりとはどうか。

(1) こども・若者委員の更なる登用

- ・こども家庭審議会委員に占める10代～30代の委員（臨時委員・専門委員を含む）の割合は9.2%にとどまっている（※）。（なお、国の審議会等全体では1.4%）
 - ・11月に閣議決定された経済対策においても、「各府省庁の各種審議会等の委員にこどもや若者を一定割合以上登用するよう、取り組む」ことが盛り込まれた。
 - ・「こどもまんなか社会」を目指し審議を行うこども家庭審議会においては、より多様なこども・若者の意見を反映していくため、各分科会・部会・専門委員会において、さらに積極的にこども・若者を登用し、その声を政策に反映していく必要がある。
- ⇒次回改選に当たっては、以下の方針で作業を進めていく。
- ①各分科会・部会・専門委員会において、30代以下の委員（臨時委員・専門委員を含む）をより多く登用する。
 - ②団体の代表や学識者の委員についても、積極的に若手の登用を検討する。
 - ③こども家庭審議会のほか、政府全体でこども・若者の登用が進むよう、各府省庁の審議会等においてこども・若者委員の登用割合が向上されるよう各府省庁に、事務局から要請を行う。
- ★女性比率（40%以上、60%以下）や、高齢者任用（70歳以上の委員の任用の制限）等の国の審議会等全体における委員任用の目標や方針に
※こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に資する調査結果
【資料3】こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に資する調査結果

(2) 効率化・スクラップアンドビルドの徹底

- ・現在、総会の下には3分科会・8部会が置かれ、それらの下に必要があると認めるときは、委員会等を設置している。
 - ・新たなニーズに応じて会議体の設置を行い数を増やすだけでなく、審議会体系全体及び行政の効率的な運営の観点からも、今後の会議体の設置は真に必要なものに限定しつつ、随時、統合や廃止の見直しを行う必要がある。
- ⇒具体的には、以下のように運用する。
- ①分科会長又は部会長が、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会等（分科会が設置する部会も含む）を設置する際には、総会会長に連絡するとともに、総会で新設について報告する。
 - ②委員会等は、少なくとも2年ごとに必要性を検討し、当該委員会等に求められる特別の事項に関する調査審議や、専門の事項に関する調査が終了したものは廃止する。
 - ③委員会等を新設する際には、既存の委員会等の廃止もあわせて検討する。（原則1増1減とする。）
 - ④委員会等の運営に当たっては、適正かつ丁寧であることを前提に効率的な運営にも配慮する。

(3) こども施策におけるEBPMの実行

- ・EBPMの手法を用い、こども大綱及びこどもまんなか実行計画に掲げられた施策のPDCAを回していく際、審議会、各分科会、専門委員会においても、チェック（調査）機能を果たしていくことが必要である。

- ▶ 「今後の分科会・部会における調査・審議等」については、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定について、春頃を目途にこども家庭審議会としての意見を提出し、その結果を踏まえ、政府において6月頃を目途に実行計画の改定を行う案が示された。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第8回(2024.12.19)

- ▶ 12月19日、こども家庭庁は第8回子ども・子育て支援等分科会（分科会長：秋田喜代美学習院大学文学部教授）を開催し、「本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等」「公定価格等」「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等」について協議が行われた。
- ▶ 「本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等」では、今後制度改正を予定している下記事項の方向性等が示され、協議が行われた。
 - (1)小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
 - ①こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする（児童福祉法）
 - ②3～5歳児のみの小規模保育事業者については以下のとおりとする。
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする（子ども・子育て支援法）。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。

(※)現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。

- ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
- ・ 3～5歳児を適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業(A型)と同様とする。

(2)保育士の復職支援の強化

- ①都道府県が、以下の業務を行う拠点(「保育士・保育所支援センター」)としての機能を担う体制を整備するものとする。※指定都市・中核市は努力義務
 - ・ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - ・ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - ・ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - ・ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- ② また、保育士・保育所支援センターが、保育士の確保のために上記の業務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体、公共職業安定所等の連携・協力に関する努力義務規定を設ける。

(3)保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

- ① 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- ② もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

(4)地域限定保育士制度の全国展開

- ①国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設する。
- ② 都道府県又は指定都市(※1)は、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きい場合に地域限定保育士試験の実施を国に申請し、国は

地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、認定。

(※1)指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。

③ 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。

④ 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験(※2)がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする。

(※2)1年間の勤務経験とすることを想定。

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第15回(2024.12.20)

- ▶ 12月20日、こども家庭庁は第15回こども家庭審議会 基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こども・若者の参画の在り方」「こどもの権利の周知・啓発」「こども施策におけるEBPMの取組」について報告・協議を行った。
- ▶ 会議では、こども・若者参画及び意見反映専門委員化での検討状況、こども家庭庁におけるこどもの権利の周知・啓発に関する取り組みの状況、こども施策におけるEBPMの取組の全体像等について報告が行われた後、協議が行われた。

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第6回(2025.1.29)

- ▶ 1月29日、こども家庭庁は、第6回こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会を開催し、令和7年度予算案、里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について報告・協議が行われた。
- ▶ 会議では、令和4年改正児童福祉法に基づく家庭支援事業の取組推進状況について、「子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業(以下、新規3事業)を中心に、自治体の状況を踏まえながら、取組増に向けた打ち手を検討・実施。令和7年度以降については、子ども子育て支援事業計画や社会的養育推進計画の策定状況を確認しながら、適切な支援を検討する。」とされた。
- ▶ 自治体間ネットワーク会議については、これまでの取組状況について報告が行われた後、協議が行われた。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会

◇第5回(2024.12.26)

- ▶ 12月26日、こども家庭庁は、第5回こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会を開催し、「制度改革を要する事項」「児童相談所における児童福祉司等の人材確保等」「市町村の機能強化に向けた施策の方向性」について協議が行われた。
- ▶ 制度改革を要する事項については、下記内容について協議が行われた。

1. 一時保護委託の登録制度の創設について

(1)施行日:公布から1年6月以内の政令で定める日

(2)制度の現状・背景

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。

- 一方で、一時保護委託先については、特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「相当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている。

(3)改正内容案

- 一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができることとする。
 - ①一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者(以下「登録一時保護委託者」という。)
 - ②法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者(児童養護施設や里親等)
 - 上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるものとするとともに、欠格要件を設けることとする。併せて、登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等を整備することとする。
 - ただし、児童相談所長等が自ら一時保護を行うことができず、登録一時保護委託者等に一時保護委託をすることができない場合で、直ちに一時保護を行うことが必要なときは、2週間以内に限り、府令で定めるところにより、一時保護委託を行わせることができるものとし、併せて、これらの者に対して委託した児童の保護について必要な指示や報告を求める監督規定を設けることとする。
- ※ 本登録制度の創設に伴い、こども性暴力防止法の学校設置者等への登録一時保護委託者の追加を行う

2. 一時保護中の児童の面会通信等制限

(1)施行日:公布から6月以内の政令で定める日

(2)制度の現状・背景

- 児童虐待防止法第12条では、児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない。
- こうした中、各児童相談所では、疑い段階の場合に、行政指導等として面会通信制限等が行われているケースがある。
- また、保護者と面会等ができなくなることは、対象となる児童への心理的影響が大きいことが想定されるため、面会等制限を行う場合等について、児童の意見を聴く仕組みを設ける必要がある。

(3)改正内容案

- 児童虐待防止法第12条において、一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合については、児童相談所長が児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに面会通信制限を行えるものとする規定すること等により、保護者の同意なく面会通信制限が行うことができる場合を明確にし、適切な運用が図られるようにする。
- また、一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合について、当該児童の保護者に対し児童の住所等を明らかにしたとすれば児童の保護に著しい支障をきたすと認めるときは、児童の住所等を明らかにしないものとする。
- さらに、児童への意見聴取等措置の対象に、児童虐待防止法第12条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとする。

3. 保育所等における虐待対応の強化

(1)施行日:令和7年度中の施行(P)

(2)制度の現状・背景

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を設けることが検討されている。

(3)改正内容案

○ 上記の通報義務等については、もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とすることが検討されていることから、意見表明等支援事業についても、対象とする。

※ この他、保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等を対象とすることが検討されている。

▶ 児童福祉司等の児童相談所の人材確保・育成・定着については、現状の取組等について報告が行われた後、下記事項について協議が行われた。

○ 児童相談所の勤務環境の改善や職員の精神的ケア等の組織的な実施(組織マネジメント)を強化し、職員の定着と資質向上を着実に進めるために、どのような推進方策が考えられるか。

○ こども家庭ソーシャルワーカー認定資格や階層別研修等、新任以外の職員向けの研修が創設・検討される中、受講者が過度な負担となることなく受講に必要な時間を確保できるために、どのような方策が考えられるか。

▶ 市町村の機能強化に向けた施策の方向性については、現状と課題について報告が行われた後、機能強化に向けた施策の方向性として下記案が示され、協議が行われた。

市町村の機能強化に向けた施策の方向性について

5. 施策の方向性 (案)

方向性	目的	考えられる取組
支援体制の見える化	自治体自身が状況や位置づけを認識し、施策の検討・説明・構築に活用	・市町村の組織体制や業務実績の自治体別の状況等を公表 ・都道府県が管内市町村の体制・業務・資源の充実度を把握するアセスメント指標を例示し、機能強化ポイントの検討に活用 →視覚化に取り組む都道府県と協働で市町村機能強化を促進
市町村を支援する都道府県への伴走支援	市町村の機能強化を持続的に進める都道府県の支援力を構築	令和6年度補正「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」 ・取組が進んでいる自治体職員等のアドバイザーを確保 ・都道府県による市町村の状況把握・分析、助言や研修を担える都道府県域での人材確保、情報交換会・研修の実施などを支援
業務や事業の構築に役立つ情報発信	現場実践者・支援事業担当者・都道府県研修企画者に役立つ情報を提供	こども家庭庁HP(こども家庭センター向けページ)に以下を掲載 ・センターガイドラインや要対協設置・運営指針のポイント解説 ・支援事業や体制の構築に役立つ補助金の関係性や要点の解説 ・ガイドライン・指針・要綱等のFAQ・説明会や動画の配信
取組事例の集約・提供	同上	・業務ごとの取組事例を集めた実践ポイント集(調査研究補助事業で検討中)を提供し、業務改善や研修等への活用を推進 ・ポイント集を更新し、都道府県による市町村支援等にも活用 ・サポートプラン等を活用した相談支援の流れ・実践方法も調査
人材育成の強化	市町村職員による包括的・継続的な相談支援等の機能を向上	・市町村職員向け研修の実施に要する経費に対する補助の拡充(令和7年度概算要求「こども家庭センター専門性強化事業」) ・統括支援員基礎研修の内容充実・都道府県役割の周知・通知 ・市町村職員向け研修(統括支援員実務研修等)の企画者養成の充実

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 121 回(2025.1.20)

▶ 1月20日、こども家庭庁は、第121回こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専

門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 21 次報告」について協議が行われた(資料非公開)。

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第 10 回(2025.1.30)

- ▶ 1 月 30 日、こども家庭庁は、第 10 回こども家庭審議会 障害児支援部会を第 145 回社会保障審議会障害者部会開催し、障害保健福祉施策の動向について報告・協議を行った。(内容は本冊子 p.○「社会保障審議会 第 145 回障害者部会」参照)

◇第 9 回(2024.12.23)

- ▶ 12 月 23 日、こども家庭庁は、第 9 回こども家庭審議会 障害児支援部会を第 144 回社会保障審議会障害者部会開催し、公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について協議を行った。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

◇とりまとめ(2024.12.26)

- ▶ 12 月 26 日、こども家庭庁は第 4 回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(座長:秋田喜代美学習院大学文学部教授東京大学名誉教授)を開催し、報告書を取りまとめた。
- ▶ 今回は、取りまとめでは、これまでの協議をふまえ令和 7 年度の制度のあり方及び令和 8 年度からの本格実施に向けた検討の方向性について下記のとおり示された。

こども家庭庁 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ(案)概要

第 1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和 7 年度の制度の在り方、令和 8 年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第 2 令和 7 年度の制度の在り方について

- | | |
|--|--|
| <p>①令和 7 年度の利用可能時間</p> <ul style="list-style-type: none">・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月 10 時間。 <p>②対象施設及び認可手続</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。 <p>③対象となる子ども</p> <ul style="list-style-type: none">・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満とする。 <p>④利用方式</p> <ul style="list-style-type: none">・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。 <p>⑤実施方式</p> <ul style="list-style-type: none">・一般型・余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。 | <p>⑥人員配置基準</p> <ul style="list-style-type: none">・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 <p>⑦設備基準</p> <ul style="list-style-type: none">・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。 <p>⑧安定的な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。 <p>⑨その他の事項(手引、総合支援システム)</p> <ul style="list-style-type: none">・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和 7 年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。 |
|--|--|

第 3 令和 8 年度の本格実施に向けて

- | | |
|---|--|
| <p>①令和 8 年度以降の利用可能時間</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 7 年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。 <p>②給付化に伴う公定価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 8 年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。 <p>③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none">・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。 | <p>④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。 <p>⑤令和 8 年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。 |
|---|--|

第 4 おわりに

- 令和 8 年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

- ▶ 利用時間については、「令和 7 年度は、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑み、『月 10 時間』を国による補助基準の上限としつつ、各市町村において、実情に応じて上限を超えて実施することを妨げないこととすることが適当」とされた。

- ▶ なお、令和 8 年度以降の利用可能時間を法令上規定するに当たっては、「令和 7 年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き、検討を行う必要がある」とされた。
- ▶ また、令和 8 年度の本格実施に向けては、「安全性や専門性を担保するためにこども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発すべきであり、内容や実施方法について引き続き検討する必要がある」とされた。

こども若者シェルターに関する検討会

◇第 6 回(2024.12.20)

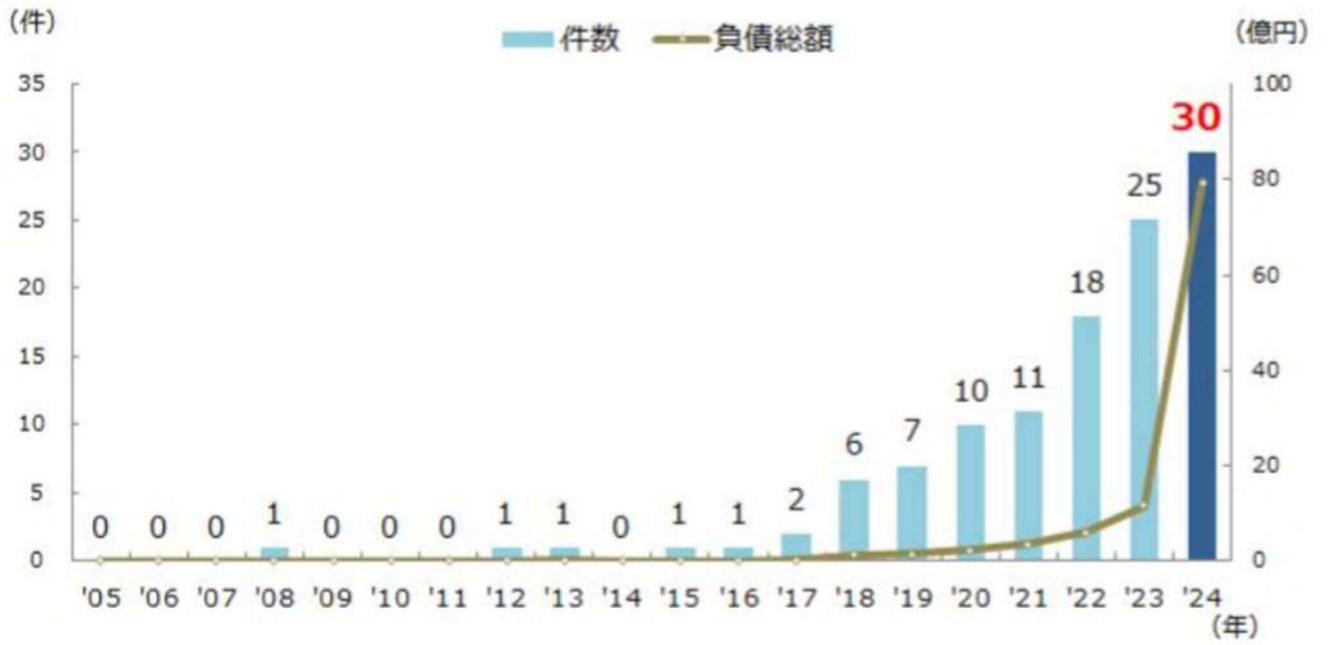
- ▶ 12 月 20 日、こども家庭庁は、第 6 回こども若者シェルターに関する検討会(座長:川松 亮明星大学 人文学部 教授)を開催した。
- ▶ 今回は、『「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン(案)」』が示され、協議が行われた。
- ▶ ガイドライン案では、令和 6 年度に新規事業として創設された民間シェルターの取組に対して補助を行う「こども若者シェルター・相談支援事業」に基づき、本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう留意すべき関係法令の規定や、こども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理が行われている。
- ▶ 本事業の実施にあたっての基本的な考え方において、「本事業を利用したいというこども・若者の意向を尊重することが重要であり、こども・若者の権利擁護を図りながら、こども・若者の安全な環境を確保することが必要である。また、本事業のシェルターはこども・若者の一時的な生活の場であり、こども・若者が、退所後の生活を見据えて、主体的に考え、選択できるようにすることも重要である」との考えのもと、「本事業のシェルターでの生活上のルールの設定や支援を行うにあたっては、常にこども・若者の権利擁護に留意し、可能な限りこども・若者の意見又は意向を尊重することが望ましい。また、当然のことながら、身体的・精神的苦痛を与える行為は決して許されるものではなく、こども・若者と本事業のシェルターの職員の双方の存在が尊重されながら事業を実施することが必要」としている。

<通知・公表>

2024 年の「児童福祉事業」倒産が過去最多(2025.1.22)

- ▶ 1 月 22 日、東京商工リサーチは、放課後等デイサービス等の児童福祉事業の倒産が 2024 年は過去最多の 30 件(前年比+20.0%)であったと公表した。
- ▶ 負債総額も 79 億 3,800 万円(同 581.3%増)で、2023 年(11 億 6,500 万円)の 6.8 倍増と大幅に増え、2005 年以降で過去最大となった。
- ▶ このうち、障害児給付費の不正受給などの「コンプライアンス違反」倒産が 8 件(前年比 60.0%増)発生、全体の 26.6%を占めた。また、「新型コロナウイルス関連」倒産は 5 件、「人手不足関連」倒産も 4 件発生した。

児童福祉事業の倒産 年次推移



8. 地域福祉

<会議>

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議

◇第1回(2025.1.21)

- ▶ 1月21日、内閣府は孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議(座長:菊池馨実早稲田大学法学大学院教授)を開催した。
- ▶ 本会議は、孤独・孤立対策に関する重要事項についての検討に資することを目的に設置するもの。
- ▶ 第1回目では、「最近の孤独・孤立対策の取組」について報告が行われた後、「今後の孤独・孤立対策の進め方」について説明があり、協議が行われた。
- ▶ 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する主な論点では、下記のとおり論点案が示された。

○重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」等について、以下の点を検討してはどうか。

【主な論点】

① 今後必要な施策の検討について

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」について、
 - ・地方公共団体やNPO等への支援を着実にを行う観点から、今後必要と考えられる施策について
 - ・孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化の観点から、今後必要と考えられる施策について
- 重点計画の「基本方針」(※)に関する各施策について、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から、今後必要と考えられる施策について

② その他、孤独・孤立対策の視点から個別に議論すべきと考えられる事項について

例えば、

○分野横断的な多機関連携について

- ・様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉分野の連携、福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になると考えられるが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について

○幅広い世代への社会参加・活躍支援等について

- ・令和7年度から、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」において、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代に対し、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う社会参加や就労支援等を後押しすることとしているが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について

○単身高齢者等の孤独・孤立の予防に関する取組について

- ・今後、単身高齢者等の増加が懸念される中、高齢者等の孤独・孤立の予防の観点から必要と考えられる施策について

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

◇議論の整理(2024.12.18)

- ▶ 12月18日、厚生労働省は民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(座長:中島修文京学院大学人間学部人間福祉学科教授)議論の整理を公表した。
- ▶ 議論をふまえた対応の方向性として、下記内容について容認の方向で意見の一致が見られた。

○現職の民生委員が、転居する直前まで、担当する区域において地域住民の一人として活動を行っていたものの、任期途中で転居し、その市町村の議会の議員の選挙権を有しなくなった場合であっても、一定の条件を満たす場合には、残任期間のみに限って民生委員として活動を継続できるようにすることとし、これを通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して、周知を行うことが適当である。

○活動を継続するための一定の条件については、次の①～③とする。

- ①任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出する

よう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること。

②転居する民生委員が、(ア)転居後も近隣地域に居住していること、(イ)本人に民生委員として活動を継続する意向があること、(ウ)活動に支障が生じないこと、のすべてに該当すること。その際、(ア)の「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村(隣接市区町村が隣接都道府県に属するときを含む)とするが、地理的に隣接していることを持って一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ総合的に判断するものとする。

③ ①・②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において、地域の実情に応じてその適否を判断すること。と。なお、①・②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成6の下で検討を行うこと。

○また、これらの条件に加えて、居住していない民生委員が活動することによる地域住民や他の民生委員・民生委員協議会への影響が生じないよう、以下の点を留意点として通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して周知を行うことが必要である。

①担当民生委員が不在時において、特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

②転居した民生委員をその残任期間についての活動を可能とした場合、市区町村は、一定期間経過後に当該地域における民生委員活動について、検証を行い、その検証を踏まえ、取組の見直しを検討すること。

地域共生社会の在り方検討会議

◇第8回(2025.1.31)

- ▶ 1月31日、厚生労働省は第8回地域共生の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。今回は、若者支援の取組について、地域包括ケアにおける地域づくりの取組、地域住民の興味・関心から始まる地域づくりの取組について協議が行われた。

◇第7回(2024.12.26)

- ▶ 12月26日、厚生労働省は第7回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化の課題と今後の方向性、災害時の被災者支援との連携の課題と今後の方向性について協議が行われた。

- ▶ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化の課題と今後の方向性については、下記論点が示され、協議が行われた。

○社会福祉法人・社会福祉連携推進法人が引き続き地域共生社会の担い手としての役割を果たせるようにするために、どのように環境を整備すべきか

- ・社会福祉法人がその責務である「地域における公益的な取組」の活動を広げるためにはどのような方策が考えられるか。
- ・人口減少局面の地域において持続可能なサービス提供体制を構築するために、1法人としてのサービス提供だけでなく連携・協働して取り組むことについてどのように考えるか。
- ・社会福祉連携推進法人制度について、事務負担の軽減、業務内容の緩和その他財政面も含めて、活用を促進するためにはどのような方策が考えられるか。

- ▶ 災害時の被災者支援との連携の課題と今後の方向性については、下記論点が示され、協議が行われた。

- 災害時の被災者支援について、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者への支援体制を構築する必要があるなかで、災害福祉支援活動においてどのような連携体制を構築すべきか。
- ・地域における災害時の福祉的支援の在り方についてどのように考えるか。また、平時からの災害時を想定した体制づくりの重要性をどう考えるか。
- ・DWATの体制の充実を図るため、平時からのネットワーク整備や災害時における支援体制の整備等についてどのような対応が考えられるか。

新たな地域医療構想等に関する検討会

◇とりまとめ(2024.12.18)

- ▶ 12月18日、厚生労働省は新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)報告書を取りまとめた。
- ▶ とりまとめでは医療提供体制の現状と目指すべき方向性として、下記のとおり整理している。
 - 85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築する。
 - 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築する。
 - 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告(医療機関から都道府県への報告)
 - ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

9. 人材確保等

<会 議>

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 80 回(2025.1.24)

- ▶ 1月24日、厚生労働省は第80回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱の諮問、同一労働同一賃金部会の開催、地方分権対処方針、令和7年度予算案（雇用環境・均等局関係）について報告・協議が行われた。
- ▶ 厚生労働省が労働政策審議会に諮問した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」は、カスタマーハラスメントに対する労働者の保護の義務化や、女性活躍指針法の一部改正等に関するものであり、同審議会雇用環境・均等分科会と安全衛生分科会で審議が行われ、1月27日に答申が行われた。
- ▶ この答申を踏まえ法律案が作成され、通常国会に提出される予定。
- ▶ 同一労働同一賃金の施行状況や非正規雇用労働者の現状等を踏まえ、必要な制度の見直しについて検討を行うため同一労働同一賃金部会の開催を開催する旨報告が行われた。
- ▶ 同部会では、「平成30年働き方改革関連法による改正後パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定」「同一労働同一賃金ガイドライン」「非正規雇用労働者に対する支援等（正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及等）」について検討が行われる。

◇第 79 回(2024.12.26)

- ▶ 12月26日、厚生労働省は第79回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士）を開催した。
- ▶ 今回は、前回協議された女性活躍推進及びハラスメント防止対策案についてのとりまとめが行われた。
- ▶ とりまとめでは、必要な対応の具体的な内容として、「女性活躍推進法の期限延長」「女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実（男女間賃金差異の情報公表の拡大、女性管理職比率の情報公表の義務化等）」と整理している。
- ▶ また、職場におけるハラスメント防止対策の強化として「職場におけるハラスメントを行ってはならないという規範意識の醸成」「カスタマーハラスメント対策の強化」「就活等セクシュアルハラスメント対策の強化」「パワーハラスメント防止指針へのいわゆる『自爆営業』の明記」を整理している。
- ▶ カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること、措置の具体的な内容は指針において明確化している。

女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について（概要）

【令和6年12月26日労働政策審議会雇用環境・均等分科会報告】

参考資料4

I. はじめに

- 女性活躍推進法は令和8年3月末にその期限を迎えることとなるが、我が国の男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるものの国際的に見れば依然として差異が大きい状況にあるなど、なお課題が残るところであり、女性活躍の更なる推進が求められている。
- 職場におけるハラスメントはあってはならないものであり、これまで対策が強化されてきたが、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメントが社会的に問題となっており、更なる対策の強化が求められている。

II. 必要な対応の具体的内容

1. 女性の職業生活における活躍の更なる推進

(1) 女性活躍推進法の延長

- 女性活躍推進法は未だその役割を終えたといえる状況にはないため、期限を10年間延長した上で、以下の見直しを行い、更なる取組の推進を図る。

(2) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実等

① 男女間賃金差異の情報公表の拡大

- 支援策の充実等を通じて、改善に向けた企業による一連の取組を促すとともに、「説明欄」の更なる活用を促していく。
- 情報公表の意義や効果について十分な周知を行い、取組の裾野を着実に広げていくこと併せて、常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の企業においても、男女間賃金差異の情報公表を義務とする。（※ 301人以上の企業については既に義務化されている。）

② 女性管理職比率の情報公表の義務化等

- 支援策の充実を図りつつ、常時雇用する労働者の数が101人以上の企業において、新たに女性管理職比率の情報公表を義務とする。
- 女性管理職比率について新たに「説明欄」を設け、追加的な情報公表や、男女別管理職登用比率を参考値として記載することを促す。

③ 「女性の活躍推進企業データベース」の活用強化

- 情報公表を行うに当たって「女性の活躍推進企業データベース」を利用することが最も適切であることを示すとともに、国は、「女性の活躍推進企業データベース」の認知度が必ずしも高くないなどの課題の解消に取り組む。

④ 職場における女性の健康支援の推進

- 事業主行動計画策定指針を改正し、企業が一般事業主行動計画を策定する際に女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促す。

⑤ えるぼし認定制度の見直し

- 現行のえるぼし認定1段階目の要件について、認定制度は実績を評価するものであるということに留意しつつ見直しを行う。また、くるみんプラスも参考しつつ、女性の健康支援に関するプラス認定を設ける。

等

2. 職場におけるハラスメント防止対策の強化

(1) 職場におけるハラスメントを行ってはならないという規範意識の醸成

- 雇用管理上の措置義務が規定されている4種類のハラスメントに係る規定とは別に、一般に職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて、社会における規範意識の醸成に国が取り組む旨の規定を、法律に設ける。

(2) カスタマーハラスメント対策の強化

- カスタマーハラスメント対策を、事業主の雇用管理上の措置義務とする。その上で、措置の具体的な内容は、指針において明確化する。
- 中小企業を含め、足並みを揃えて取組を進める必要があることから、国が中小企業等への支援に取り組む。
- 業種・業態によりカスタマーハラスメントの態様が異なるため、厚生労働省が消費者庁、警察庁、業所管省庁等と連携し、それを通じて、各業界の取組を推進する。
- 定義は、以下の要素をいずれも満たすものとし、詳細は指針等で示す。その際には、実態に即したものとす。
 - i. 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと。
 - ii. 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること。
 - iii. 労働者の就業環境が害されること。
- 「正当なクレーム」はカスタマーハラスメントに当たらないことや、対策は消費者の権利等を阻害しないものでなければならないことなどを指針において示す。
- 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない旨を法律で規定する。
- 国は、消費者教育施策と連携を図りつつ、カスタマーハラスメントを行ってはならないことについて周知・啓発を行う。

(3) 就活等セクシュアルハラスメント対策の強化

- 就職活動中の学生をはじめとする求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止を、事業主の雇用管理上の措置義務とする。
- 具体的な内容については、セクシュアルハラスメント防止指針の内容を参考とするほか、例えば以下の内容を、指針において明確化する。
 - ・ 労働者が求職者と接触するあらゆる機会について、実情に応じて、面談等のルールをあらかじめ定めておくこと、相談窓口を求職者に周知すること
 - ・ 発生した場合には、事案の内容や状況に応じて、被害者の心情に十分に配慮しつつ、行為者の謝罪、相談対応等を行うことが考えられること
- 就職活動中の学生をはじめとする求職者に対するパワーハラスメントに類する行為等については、パワーハラスメント防止指針等において記載の明確化等を図りつつ、周知を強化することを通じて、その防止に向けた取組を推進するとともに、社会的認識の深化を促していく。

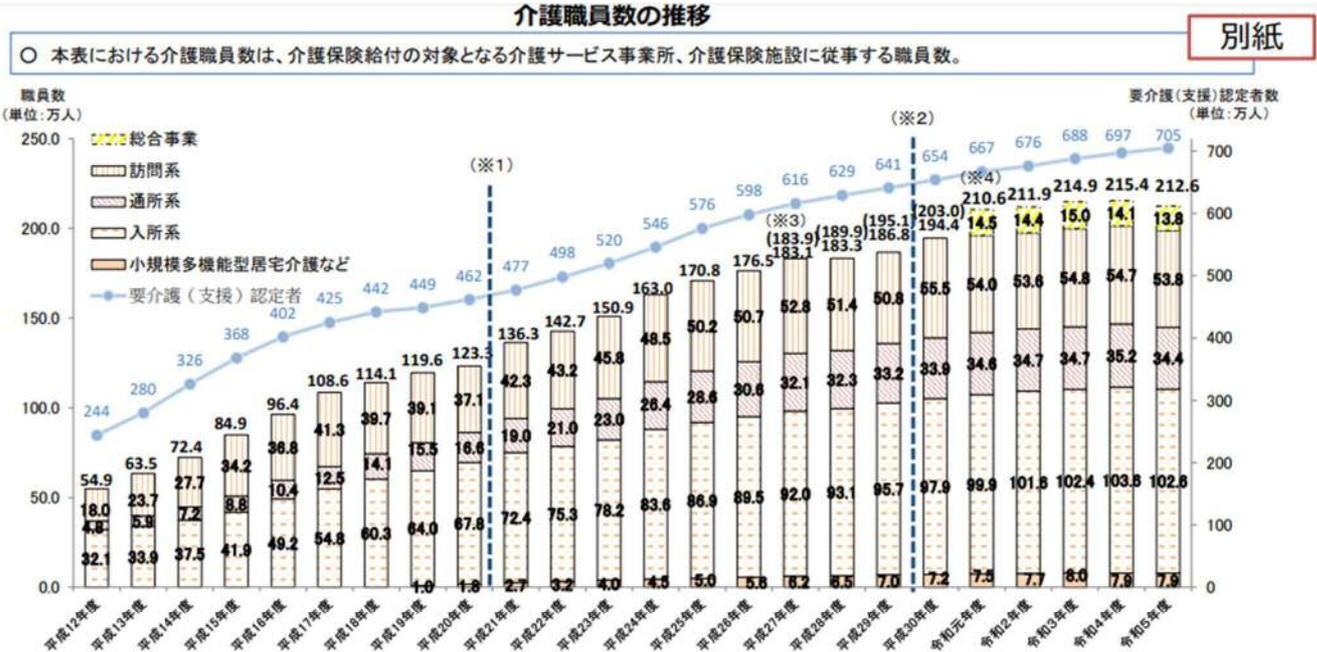
(4) パワーハラスメント防止指針へのいわゆる「自爆営業」の明記

- いわゆる「自爆営業」に関して、職場におけるパワーハラスメントの3要件を満たす場合にはパワーハラスメントに該当することを指針に明記する。 等

<通知・公表>

厚生労働省 介護職員数の推移(2024.12.25)

- ▶ 12月25日、厚生労働省は「介護サービス施設・事業所調査」の結果より令和5年10月1日時点の介護職員数を公表した。
- ▶ 各サービスの介護職員数を集計すると、令和5年10月1日時点で、約212.6万人(対前年△2.9万人)で初の減少となった。
- ▶ 介護職員数の推移は以下のとおり。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。 【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・保健局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・保健局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

10. 予算

<法改正等>

厚生労働省 令和7年度予算(2024.12.27)

- ▶ 12月27日、厚生労働省は令和7年度補正予算案を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項

少子高齢化・人口減少時代にあっても、
 ○今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、
 ○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて
 国民一人ひとりが、安心して生計生活できる社会の実現に向け、以下を柱に予算措置を行う。

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

<創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保>

- ◆有望シーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆研究開発によるイノベーションの推進
- ◆医薬品等の安定供給の推進

<医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆医療・介護分野におけるDXの推進等
- ◆地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進
- ◆地域包括ケアシステムの推進
- ◆周産期・救急・災害医療体制等の充実

<国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化>

- ◆国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ◆次なる感染症危機に備えた体制強化

<予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等>

- ◆予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- ◆食の安全・安心の確保

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等>

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等

<リ・スキリング、ジョブ型人事(職務給)の導入、労働移動の円滑化>

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

<人材確保の支援の推進>

- ◆人材確保の支援

<多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組>

- ◆障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆フリーランスの就業環境の整備

<女性の活躍促進>

- ◆男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

III. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

<地域共生社会の実現等>

- ◆相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ◆生活困窮者自立支援等の推進
- ◆障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ◆困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ◆自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

<戦没者の慰霊、年金、被災地支援等>

- ◆戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- ◆安心してできる年金制度の確立
- ◆被災者・被災施設の支援等

* 薬価改定への対応：令和6年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点のもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することとする。また、薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえた対応を行う。

* 生活扶助基準の見直し：生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。具体的には、令和7～8年度については、令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額1,500円/人を加算するとともに、加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。

3

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、有望シーズの実用化促進、研究開発環境の整備による創薬力の抜本的強化を図るとともに、医薬品等の安定的な供給を実現する。

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 77億円(71億円)

- ▶ 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- ▶ 医療系ベンチャー・トータルサポート事業(MEDISO)の機能強化
- ▶ 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- ▶ 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- ▶ 創薬力強化に向けた早期事業相談・支援の強化
- ▶ リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
- ▶ 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 等

- ・ 創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援
- ・ ファースト・イン・ヒューマン(FIH)試験実施体制の整備
- ・ 国際共同治験のためのフンストップ窓口の設置
- ・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化

○研究開発によるイノベーションの推進 551億円(554億円)

- ▶ がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- ▶ 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- ▶ 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
- ▶ 日本医療研究開発機構(AMED)における研究及び厚生労働科学研究の推進 等
- ・ AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備
- ・ がん・難病の全ゲノム解析等の推進

()内は令和6年度当初予算額。◇◇◇は令和6年度補正予算に計上された事項。

○医薬品等の安定供給の推進 4.4億円(1.7億円)

- ▶ 医薬品の供給状況把握のための体制整備
- ▶ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- ▶ 献血血液の確保対策 等
- ・ 後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革
- ・ バイオ後続品に係る製造施設整備の支援
- ・ 足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援
- ・ 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援
- ・ 抗菌薬の安定供給に向けた体制整備
- ・ 血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援

医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等

医療・介護におけるDXの推進等により、生産性の向上を図るとともに、安心して質の高い医療・介護サービスの提供を図る。
 また、高齢化の更なる進展や人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するため、地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの構築等に向けた施策を推進する。

○医療・介護分野におけるDXの推進等 49億円(201億円)

- ▶ 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- ▶ 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進
- ▶ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 等
- ・ 全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進
- ・ 診療報酬改定DXの取組の推進
- ・ マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- ・ 公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組
- ・ 介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化
- ・ 介護分野における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援

4

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

○地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進 762億円(878億円)

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援
- ▶ かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進
- ▶ 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進
- ▶ ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進
- ▶ 地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進 等

- ・ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援
- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援
- ・ 医療分野における食材料費・光熱水費等の支援
- ・ 医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等

○地域包括ケアシステムの推進 2,470億円(2,474億円)

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援
- ▶ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- ▶ 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- ▶ 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- ▶ 高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進
- ▶ 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- ・ 介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 訪問介護の提供体制の確保
- ・ 外国人を含む介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援
- ・ 介護分野における食材料費・光熱水費等の支援

○周産期・救急・災害医療体制等の充実 119億円(110億円)

- ▶ 周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実
- ▶ ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化
- ▶ 災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進
- ▶ 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT・災害支援ナース体制の整備・強化等
- ▶ 災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)による災害対応の強化 等

- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援(再掲)

国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化

日本の知見を活かし、国際保健分野においてリーダーシップを発揮できるよう戦略的に取り組む。次なる感染症危機への対応として、国立健康危機管理研究機構を創設し、研究及び人材育成等の体制を強化する。

○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等 52億円(60億円)

- ▶ 「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性(AMR)対策に関する研究開発等の推進
- ▶ 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 等

- ・ アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等
- ・ グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進

○次なる感染症危機に備えた体制強化 313億円(87億円)

- ▶ 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備
- ▶ 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進 等
- ▶ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 等
- ・ 次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化 5

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等

生涯活躍社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性健康支援の総合対策、認知症施策を総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり 45億円(43億円)

- ▶ 女性の健康総合センターの体制の強化
- ▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- ▶ 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援 等

- ・ 女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築

○認知症施策の総合的な推進 135億円(134億円)

- ▶ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進 等

- ・ 認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等

○がん対策、循環器病対策等の推進 399億円(406億円)

- ▶ 効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進
- ▶ 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- ▶ リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病(CKD)対策の推進 等

○肝炎対策の推進 1,234億円(1,232億円)

- ▶ 肝炎患者等の重症化予防の推進
- ▶ 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進
- ▶ 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給 等

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進 1,660億円(1,642億円)

- ▶ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- ▶ 移植医療対策の推進 等
- ・ 臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等

○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進 39億円(38億円)

- ▶ 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- ▶ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築
- ▶ 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進
- ▶ 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 等

○食の安全・安心の確保 30億円(29億円)

- ▶ 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化 等
- ・ 機能的表示食品等に係る健康被害への対応の強化等

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 10兆2,619億円(10兆1,598億円)

○国民健康保険への財政支援 3,071億円(3,071億円)

○被用者保険への財政支援 1,253億円(1,253億円)

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

()内は令和6年度当初予算額、()は令和6年度補正予算に計上された事項。

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等

賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者への支援等を行う。

○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等 328億円(333億円)

- 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援
- 生活衛生関係事業者の収益力向上の推進等による支援
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援 等

- ・ 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援
- ・ 生活衛生関係事業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施

リ・スキリング、ジョブ型人事(職務給)の導入、労働移動の円滑化

持続的・構造的な賃上げを実現するため、三位一体の労働市場改革を進める。全世代を対象としたリ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事(職務給)の導入、成長分野における労働移動の円滑化を促進する。

○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化 1,593億円(1,633億円)

〈リ・スキリング〉

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の資金助成の拡充による企業における人材育成の推進 等

〈ジョブ型人事〉

- 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

()内は令和6年度当初予算額、()は令和6年度補正予算に計上された事項。

(労働移動の円滑化)

- 「job tag」や「しょくばらば」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充 等

人材確保の支援の推進

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

○人材確保の支援 416億円(424億円)

- ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援(再掲)
- シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握 等

- ・ シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化
- ・ 足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

障害者や高齢者等、多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。様々なライフステージに応じた働き方を選択し、意欲に応じて活躍できる社会の実現に向けた取組を行う。

○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等 1,914億円(2,044億円)

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就労支援
- 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進
- 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進 等

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進 1,289億円 (301億円)

- 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
- 共働き・共育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
- 共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設
- 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
- 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

・ 育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充

○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現 67億円 (66億円)

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

()内は令和6年度当初予算額、()は令和6年度補正予算に計上された事項。

- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進 (再掲)
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進 (再掲)

○フリーランスの就業環境の整備 2.3億円 (2.1億円)

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

・ フリーランスの就業環境の整備

女性の活躍促進

女性の活躍促進を支えるため、男女間賃金格差の是正、子育て中の女性等に対する就労支援等に取り組む。

○女性の活躍促進 49億円 (48億円)

- 男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

III. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

地域共生社会の実現等

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組むと共に、自殺対策、孤独・孤立対策を推進し、地域の実情に応じた共生社会の実現に向けた取組を推進する。

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進 728億円 (555億円)

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

○生活困窮者自立支援等の推進 841億円 (730億円)

- 相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化
- 都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設

・ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等

○障害者支援の促進、依存症対策の推進 1兆7,101億円 (1兆6,218億円)

- 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援

・ 障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援

・ 障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援

・ 障害者就労施設の経営改善等の支援

・ 障害福祉分野における食料費・光熱水費等の支援

・ 障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組

○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進 10億円 (11億円)

- 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

()内は令和6年度当初予算額、()は令和6年度補正予算に計上された事項。

- 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組

○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進 51億円 (52億円)

- 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施
- 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進
- 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

・ 官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進 58億円 (57億円)

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

・ 地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進 51億円 (46億円)

○戦後80年関連事業

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

安心できる年金制度の確立 13兆6,129億円 (13兆3,237億円)

○持続可能で安心できる年金制度の運営

被災者・被災施設の支援等 157億円 (99億円)

○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

・ 能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等

・ 能登地域の雇用と事業を下支えするための支援

こども家庭庁 令和7年度予算案 (2024.12.27)

- ▶ 12月27日、こども家庭庁は令和7年度予算案を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和7年度予算案の主なポイント

こども・若者、そしてそのサポートに携わる方々のために

質の高い、濃厚なこども政策を実行する予算

こどものための保育の質の向上 1,933億 (822億) **発達に特性のあるこどもと家族への支援**

- ・50年超ぶりとなる1歳児に係る保育士等の配置改善 25億 (8億)
- ・保育士等の抜本的な処遇改善 (10.7%)
- ・現場の保育士等の負担を軽減する取組の拡充
 - 保護者対応等を行うアドバイザー等の巡回支援を実施
 - 保育補助者による現場への支援
- ・こども誰でも通園制度の制度化
- ・特性のあるこどもに早期の発達相談・支援を行う事業を創設
- ・専門員の支援により、習い事や塾、スーパー、公共交通等で特性・障害のあるこどもの受入れ環境を構築する事業を創設
- ・発達に特性のあるこどもの個性を活かす調査・研究等の推進

仕事と子育ての両立支援

4,315億 (3,549億)

- ・育休支援の大幅な拡充
 - 育休取得した場合、手取り100%相当を給付
 - 新たに育児のための時短勤務も給付対象化
- ・放課後児童対策パッケージに基づく待機児童解消の加速
 - 平日夜間の人材確保を財政的に支援
 - 夏休み中の開所支援による受け皿の量的拡充 等

若い世代の生活と学びへの支援

6,540億 (5,438億)

- ・多子世帯の大学授業料等の無償化の所得制限を撤廃
- ・低所得世帯やひとり親家庭のこどもの大学受験料等を支援する事業を創設
- ・学生等に生活援助物資を支援、相談につなげる事業を展開 等

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援

72億 (67億)

- ・産後ケア事業の実施体制の強化
- ・乳幼児健診における特別な配慮を要するこどもの支援

医療的ケア児や被虐待児童等への支援を充実

6,460億 (6,157億)

- ・医療的ケア児等の一時預かり事業を創設
- ・保育所等における園外活動に係る移動経費の支援を実施
- ・児童養護施設等の職員の処遇改善

さらに寄り添った、貧困・ひとり親家庭支援

1,567億 (1,514億)

- ・ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣を離婚協議中から可能にするとともに、同支援員の手当を引き上げ
- ・心理担当職員による離婚前後のカウンセリング支援を導入
- ・裁判所手続や就職活動等への付き添いサポートを強化
- ・自治体の創意工夫ある取組を国が財政支援する仕組みを構築
- ・困難を抱えるこどもの早期発見・支援につなげるため、食事や体験等を提供する場の立上げ、運営等を支援する事業を創設
- ・こどもの自殺対策
- ・児童扶養手当の拡充の満年度化

等 **児童手当の拡充の満年度化** 2兆1,666億 (1兆5,246億)

令和7年度 こども家庭庁予算案の概要

1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化

- **こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等** 3.3億円 (2.9億円)
 - ・こども・若者の意見聴取と政策への反映等
 - こども・若者意見反映推進事業
 - 地方自治体におけるこども・若者意見反映の取組促進
 - こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
 - ・自治体こども計画策定支援
- **DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減** 191億円の内数 (171億円の内数)
 - ・こども政策DX加速のための基盤強化
 - ・DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

2 若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等

- **若い世代のライフデザインの可能性の最大化** 11億円 (11億円)
 - ・若い世代によるライフデザインに関する情報発信等
 - ・地域における結婚支援事業等への支援強化 (地域少子化対策重点推進交付金)
 - 若い世代のライフデザイン設計への支援
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 3,072億円の内数 (2,860億円の内数)
 - ・妊娠・出産時における支援の充実
 - 妊婦への経済的支援の着実な実施 (妊婦のための支援給付)
 - 伴走型相談支援の推進 (妊婦等包括相談支援事業)
 - ・産後ケア事業の体制強化
 - ・乳幼児健診等の推進
 - 乳幼児健診における特別な配慮を要するこどもへの支援
 - 新生児マススクリーニング検査の精度管理支援
 - ・不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援

3 より良い子育て環境の提供

- **誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換**
 - ・児童手当の拡充 3兆2,845億円の内数
 - ・地域の実情に応じたこども・子育て支援 (2兆5,306億円の内数)
 - ・放課後児童クラブの整備推進
 - ・仕事と子育ての両立支援
 - ・高等教育費の負担軽減

■ **保育の質の向上等** 2兆1,819億円の内数 (2兆422億円の内数)

- ・保育の質の向上等の推進
- ・保育所整備費等の支援
- ・子どものための教育・保育給付の拡充
- ・1歳児に係る保育士等の職員配置の改善
- ・保育士等の処遇改善
- ・保育人材の確保
- ・こども誰でも通園制度の制度化

■ **こどもの安心・安全の確保** 2,165億円の内数 (2,093億円の内数)

- ・こどもの居場所づくり支援
- ・子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

4 すべてのこどもの健やかな成長の保障

■ **こどもの自殺対策** 0.6億円 (0.6億円)

- ・「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組の推進

■ **こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等** 1,939億円の内数 (1,854億円の内数)

- ・児童扶養手当の拡充
- ・自立支援策 (養育費確保等支援パッケージ等) の強化、相談支援体制の強化等
- ・こどもの学習支援の強化
- ・こどもの貧困対策の強化

■ **児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等** 4,033億円の内数 (3,829億円の内数)

- ・こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等
- ・困難を抱える学生などのこども・若者に対する支援
- ・家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等
- ・社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化
- ・児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上
- ・児童福祉施設等の着実な整備

■ **障害児支援・医療的ケア児支援等** 5,204億円の内数 (4,988億円の内数)

- ・地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進
- ・専門的支援が必要な障害児への支援の強化
- ・早期発見・早期支援等の強化

(注) デジタル庁一括計上予算を含む。

内閣府防災 令和7年度予算案（2024.12.27）

- ▶ 12月27日、内閣府(防災)は令和7年度予算案を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

令和7年度当初予算案の主要事項（内閣府防災*）

令和7年度予算案 約146億円
(令和6年度予算額 約73億円)

※裁量的経費は約109億円(対前年度約73億円増)、災害救助費等負担金などの義務的経費は約37億円(対前年度同額)となっている。

事前防災を徹底するため、当初予算を倍増し以下の事項に重点的に取り組む。
()は、6年度当初予算額

I 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

(1) 避難生活環境の抜本的改善

○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

- ・大規模災害発生時のプッシュ型支援に要する経費をあらかじめ予算化し、迅速に被災地にプッシュ型支援を実施。【2,749百万円(新規)】

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

- ・災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス、トイレトレーラー等を平時から登録・データベース化しておき、発災時にニーズに応じて迅速に提供する仕組みを構築。
(令和7年6月中の運用開始予定) 【43百万円(新規)】

(2) 官民連携や人材育成の推進

○専門的な技能を持つNPO、ボランティア団体等の登録制度の構築

- ・NPO等が災害時において積極的に被災者支援に参画できる環境を整えるための、登録・管理データベースの整備、制度の周知を図る普及啓発、交通費補助等を実施。【187百万円(新規)】

○避難生活支援・防災人材育成強化

- ・避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施地域の大幅拡充や、研修修了者の活用の仕組みの構築に向けた検討を実施。【122百万円(23百万円)】

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進

- ・地方自治体、住民等が連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施箇所数を拡充するとともに、デジタル防災教育を推進。【508百万円(233百万円)】

(3) 防災DXの加速

○防災情報システムの効果的な利活用促進

- ・次期物資支援システムの利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した実践的な机上演習を推進。【218百万円(21百万円)】

(4) 南海トラフ地震等大規模災害対策の充実

○自治体における事前防災力強化の支援事業

- ・自治体の被害想定や防災計画等の策定・見直しのうち、具体の地域課題を踏まえた先進的な取組について、計画策定を支援するとともに、孤立可能性集落の調査等を実施する。【170百万円(新規)】

II 災害対応の司令塔機能の強化

○「事前防災対策総合推進費」の創設

- ・関係省庁による事前防災対策を推進するための「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。
【1,700百万円(新規)】

※内閣官房防災庁設置準備室経費(約2億円)を含む。

11. 災害対策

<会議>

防災立国推進閣僚会議(2024.12.20)

- ▶ 政府は、12月20日に全閣僚が参加する「防災立国推進閣僚会議」を開催し、令和7年度の防災対策強化の取組について協議を行った。
- ▶ 内閣府防災の組織・定員の拡充の方向性については、「令和8年度中に防災庁を設置すべく準備が進められているが、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するため、防災監(次官級職員)を創設するとともに、地域防災力強化担当を創設するなど定員を大幅に拡充する(令和7年度)」等が示された。
- ▶ 防災庁の設置については、「大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことができる防災庁の設置を目指す」「有識者会議を開催するなど、防災庁設置に向けた検討をさらに加速化」する等が示された。

内閣府防災の組織・定員の拡充の方向性

- 風水害の頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が危惧される中、人命最優先の「防災立国」を構築する必要がある。
- このため、令和8年度中に防災庁を設置すべく準備が進められているが、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するため、「防災監」を創設するとともに、地域防災力強化担当を創設するなど定員を大幅に拡充する(令和7年度)。

○ 「防災監」の新設

- ▶ 頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対応強化のため、事前防災、災害応急対策から復旧復興まで災害対応全般の司令塔として、対応を総括する次官級職員を新設

○ 大規模災害への対処の強化

- ▶ 被災地の被害情報、孤立情報などの迅速な収集・分析、政府内での共有、被災者支援の推進
- ▶ 訓練・研修を通じた災害対策本部の体制強化
- ▶ 能登半島地震をはじめとする被災地の復旧・復興の支援の体制強化

○ 地域防災力の強化促進

- ▶ 地域防災力強化担当を創設し、各都道府県ごとのカウンターパートとなる職員を配置。備蓄促進や訓練研修、ボランティアの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事。

○ 避難生活環境の整備等

- ▶ スフィア基準も踏まえた避難所環境の抜本的な改善、自治体における物資備蓄の促進、福祉的支援の充実
- ▶ 全国の避難所環境を抜本的に改善するため、令和6年度補正で新設する予定の交付金等の執行体制の確保

○ 官民連携や防災DXによる災害対応機能強化

- ▶ 災害対応車両(トレーラーハウス、トイレカー・コンテナ、キッチンカー等)登録制度の創設・運用
- ▶ 官民連携やボランティアやNPO等との連携を平時から訓練研修等を通じて強化し、発災時の対応を高度化
- ▶ 新総合防災情報システムSOBO-WEBの活用促進、地理空間情報の活用促進
- ▶ 効率的な輸送体制構築によるプッシュ型支援の更なる効率化

○ その他の体制強化

- ▶ 防災教育の強化促進、諸外国の災害対応事例の調査
- ▶ 船舶活用医療の運用開始を見据えた体制強化
- ▶ 増加人員の管理・効率的な組織運営 等

内閣府防災の司令塔機能強化(イメージ)



地域防災力強化担当の仕組み(イメージ)



防災庁の設置に向けた今後の対応方針

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命最優先の『防災立国』を早急に実現し、国民の生命・身体・財産を災害から守り抜くため、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行う、「**本気の事前防災**」に徹底的に取り組むとともに、大規模災害時には**政府の災害対応の司令塔機能**を担うことのできる防災庁の設置を目指す。
- 政府として強化すべき防災施策の方向性等について御意見を頂くための**有識者会議を開催**するなど、防災庁設置に向けた検討をさらに加速化。

災害対応力の抜本的強化の方向性

● 本気の事前防災 ～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～

● 災害事態対処、被災地の復旧・復興における 司令塔機能の抜本的強化

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など官民連携による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの防災DXのさらなる推進

※ その他、近年の災害において顕在化した課題や社会情勢等の変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

今後の進め方

○ 有識者会議の開催

近年激甚化・頻発化する災害や、今後差し迫る巨大災害に対し、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について、専門家（防災庁設置準備アドバイザー）から御意見を頂くため、有識者会議を開催。

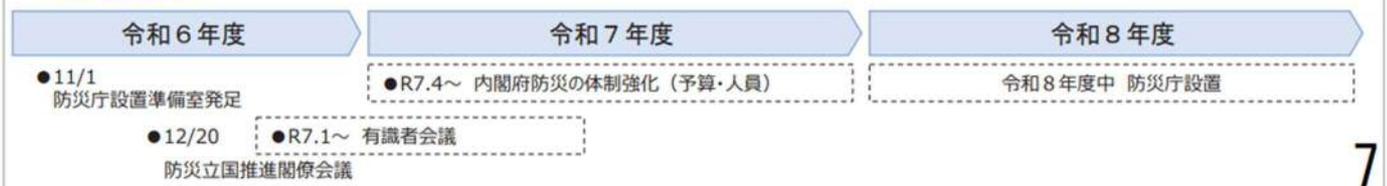
※ 防災庁設置準備アドバイザー

防災関係各分野（事前防災、避難生活支援、官民連携、デジタル等）において高度かつ幅広い知見を有する専門家

<開催予定時期>

令和7年1月以降

スケジュール



7

災害対策関連法制の見直しの方向性



- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図る。
- このため、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討し、次期通常国会において法案を提出することを目指す。

① 国による災害対応の強化

- ☑ 国は、地方公共団体に対する応援体制を強化
- ☑ 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。
- ☑ 司令塔となる内閣府（防災担当）の機能を強化。



② 福祉的支援等の充実

- ☑ 高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- ☑ 支援につなげるための避難所の運営状況の把握

被災地・被災者

③ ボランティア団体との連携

- ☑ 被災者支援で自治体等と連携する、NPO・ボランティア団体等の国の事前登録制度を創設。
- ☑ 登録団体は、災害時に自治体等と連携し、避難所運営、炊き出し、被災者からの相談対応等を実施。
- ☑ 国民のボランティア活動の参加を促進。



④ 広域避難への対応

- ☑ 広域避難における避難元及び避難先の情報連携の推進、広域避難者への情報提供の充実。
- ☑ 市町村が行う被災者台帳作成について、都道府県が支援。

⑤ 防災DX、備蓄の推進

- ☑ デジタル技術を活用し、物資・資材、被災者のニーズや状況をきめ細かく把握し、被災者に対する情報発信を強化
- ☑ 物資の備蓄状況の公表

⑥ インフラ復旧・復興の迅速化

- ☑ 水道復旧工事について、自治体に代わって技術を有する団体による工事の実施。
- ☑ 水道本管復旧のための土地の立ち入り等
- ☑ 液状化対策の推進
- ☑ 復興まちづくりの推進



6

防災庁設置準備アドバイザー会議

◇第1回(2025.1.30)

- ▶ 1月30日、内閣官房は第1回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催した。
- ▶ 本協議会は、防災庁の設置に向け、近年激甚化・頻発化する災害や今後差し迫る巨大災害に対し、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について、外部有識者から意見を聴取することを目的とするもの。
- ▶ 全社協からは高橋地域福祉部長が構成員として参画している。
- ▶ 今回は、政府における防災施策・体制の現状等について報告が行われた後、議論の方向性・論点例、今後の進め方が示され、協議が行われた。
- ▶ 示された論点例は以下のとおり。

- 近年の災害における教訓や環境変化をふまえ、政府として強化すべき防災施策の在り方について
- 政府一丸となった防災施策推進に当たって防災庁が担うべき役割や体制の在り方について

防災庁設置準備アドバイザー会議の立ち上げの趣旨

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現する。防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から不断に万全の備えを行う、「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、「災害発生時の司令塔機能」を抜本的に強化するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討を行う。
- 「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論する。

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
- 白田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者 (CIO) 兼 データ統括責任者 (CDO)
- 大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
- 河田 志昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
- 栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人「はたし」代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
- 菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
- 鈴木 哲夫 ジャーナリスト
- 高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
- 榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
- 坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
- 廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
- 山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

災害対応力の抜本的強化の方向性

- **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～

- **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など官民連携による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの防災DXのさらなる推進

※ その他、近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

検討期間

令和7年1月～令和7年夏頃

防災庁設置に向けた議論の論点（例）

● 近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として強化すべき防災施策の在り方について

（具体論点例）

- 大規模・広域災害に備えるハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進（行政/企業・住民等）
- 官民連携による災害対応（民間団体や災害専門ボランティアとの連携等）
- 発災時における行政機関の災害対応/業務継続体制（専門人材育成等）
- 災害規模に応じた災害対応の在り方
- 地域防災力向上をはじめ防災におけるデジタル技術の徹底活用
- 避難生活環境及び避難所運営システム
- 医療・保健・福祉分野における災害対応
- 防災啓発・防災教育等を通じた人材育成、地域防災力の強化
- 防災技術の発展・産業化を通じた国際貢献
- 円滑な避難促進や防災・減災対策推進に向けたリスクコミュニケーション 等

● 政府一丸となった防災施策推進に当たって防災庁が担うべき役割や体制の在り方について

- ▶ 全社協高橋地域福祉部長は、第 1 回提出資料において、下記事項を示している。
（近年の災害や社会情勢等の変化を踏まえ、政府の防災政策として強化すべき事項）
- 能登半島地震をはじめ、近年の災害や社会情勢等の変化を踏まえ、政府の防災政策として強化すべきと考える事項は以下のとおり。
 - ① 高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した避難行動、避難生活、生活再建の各段階における支援の推進
 - ② 避難所に取り残される社会的脆弱性を抱えた人への支援体制の構築
 - ③ 在宅品者や車中泊等、避難場所の多様化に対応した支援体制の構築と推進
 - ④ 災害関連死の防止を目的とした、復旧・復興期までを見据えた長期的な支援
 - ⑤ 福祉サービス利用者の命と生活を守るための、災害救助としての福祉支援体制の構築
 - ⑥ 災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建に向けた継続的支援の推進
 - ⑦ 自らの命や生活を守り、近隣で支え合う地域づくりのための防災教育の推進

（上記防災政策強化に当たって、防災庁に求める機能）

- こうした防災政策強化にあたって防災庁に求める機能は以下のとおり。いずれも厚生労働省と連携の上、機能を発揮することが重要。
 - ① 平時、災害時、復興期を通じた要配慮者の支援機能
 - ② 福祉施設・事業所との事前連携、災害時の支援、復旧に向けた支援機能
 - ③ 避難所、福祉施設・事業所等で支援を行う災害派遣福祉チームに対する支援機能
 - ④ 地域で被災者の支援を行う自治会・町内会、自主防災組織等住民（組織）に対する支援機能
 - ⑤ 被災者とボランティアをつなぐ災害 VC の整備・運営にあたっての支援機能
 - ⑥ 平時から災害発生時、復興期を通じた被災者情報の共有等 DX 推進機能

○なお、災害救助法の救助の種類に「福祉サービス」を追加するとお聞きしているが、その範囲をあまり限定的にしないことが災害関連死の防止や効果的な支援につながると考える。

- ▶ 今後、分野別のヒアリング(避難生活、官民連携、防災教育・啓発、デジタル、事前防災の在り方等)を複数回に分けて実施した後、夏ごろをめどに取りまとめを行う予定。

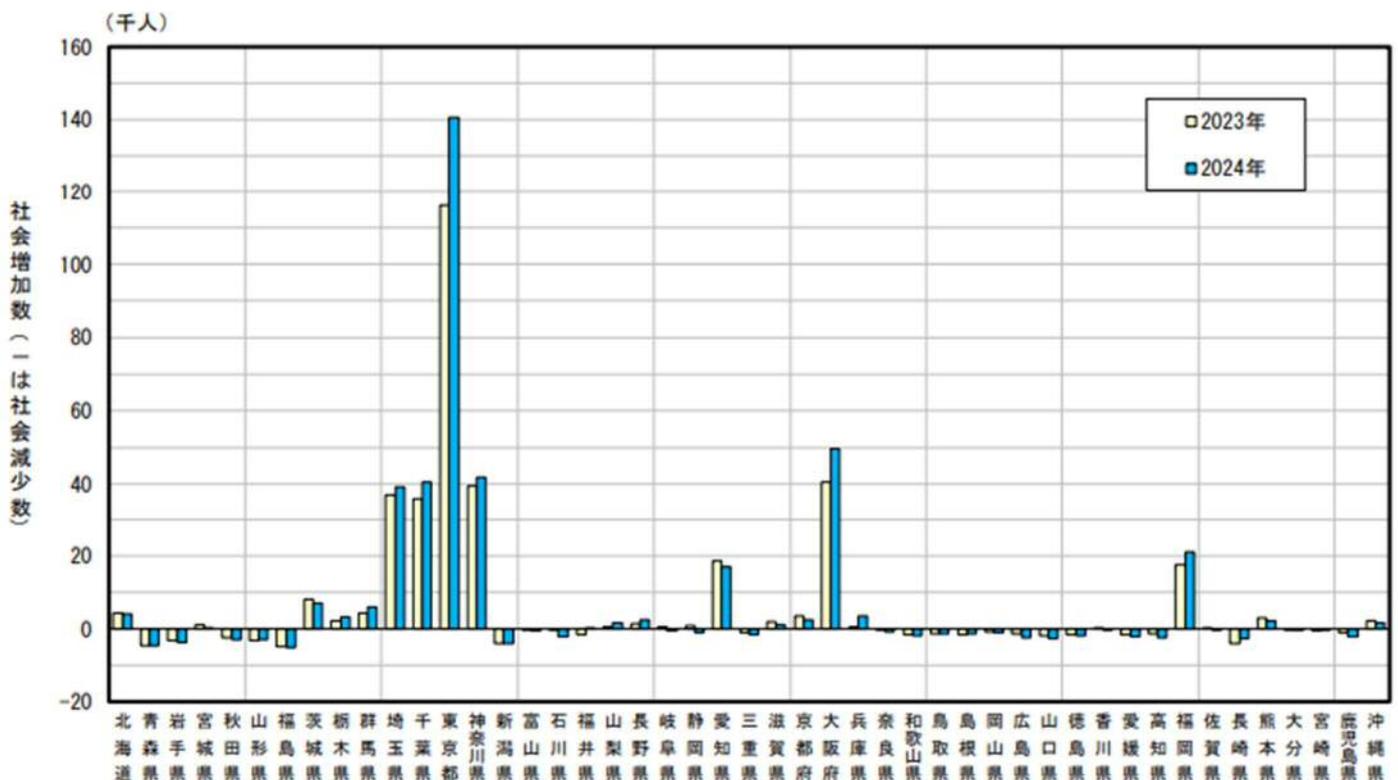
12. その他

<通知・公表>

総務省 住民基本台帳人口移動報告 2024年(令和6年)結果の公表(2025.1.31)

- ▶ 1月31日、総務省は「住民基本台帳人口移動報告 2024年(令和6年)結果」を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 国外からの転入者数は73万5,883人となり、前年に比べ5.1%の増加
 - 国外への転出者数は37万1,615人となり、前年に比べ7.2%の増加
 - 全国の社会増減数は、国外からの転入者数(73万5,883人)が国外への転出者数(37万1,615人)を上回ったこと等により、33万1,686人の社会増加
 - 都道府県別にみると、社会増加となっているのは東京都(14万548人)、大阪府(4万9,767人)、神奈川県(4万1,916人)など20都道府県
 - 社会増加数が最も拡大しているのは東京都(2万4,350人)

図3 都道府県別社会増減数(2023年、2024年)



- 3大都市圏(東京圏、名古屋圏及び大阪圏)の転入超過数をみると、3大都市圏全体では11万9,666人の転入超過、前年に比べ1万2,031人の拡大
- 転入超過数は東京都が7万9,285人と最も多く、最も拡大(1万1,000人)
- 転入超過数を男女別にみると、男性は東京都が3万7,113人と最も多く、次いで神奈川県(1万4,301人)など8都府県で転入超過となっている。女性は東京都が4万2,172人と最も多く、次いで神奈川県(1万2,662人)など7都府県で転入超過となっている。
- 年齢5歳階級別にみると、東京圏への転入超過数は20~24歳が最も多く(8万6,908人)、次いで25~29歳(3万2,065人)、15~19歳(2万827人)などとなっている。前年に比べ転入超過数が最も拡大しているのは20~24歳で、5,371人の拡大、次いで35~39歳(1,940人)、30~34歳(785人)などとなっている。

令和 5 年社会福祉施設等調査 (2024.12.18)

- ▶ 12 月 18 日、厚生労働省は「令和 5 年社会福祉施設等調査の概況」を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

1 施設・事業所数

- ・保育所等(保育所型認定こども園及び保育所)
23,726 施設(対前年△153 施設(△0.6%))
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
17,833 施設(対前年+506 施設(+2.9%))
- ・居宅介護事業所
25,967 事業所(対前年+ 704 事業所(+2.8%))
- ・放課後等デイサービス事業所
21,122 事業所(対前年+1,714 事業所(+8.8%))

2 従事者数(※常勤換算)

- ・保育所等
保育士 384,011 人
- ・居宅介護事業所
148,007 人
- ・放課後等デイサービス事業所
117,413 人

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 75 号」No.6 Ver. 1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>